

官報 号外 令和三年四月八日

○第二百四回 衆議院会議録 第十九号

令和三年四月八日(木曜日)

議事日程 第十一号

令和三年四月八日

午後一時開議

第一 文化財保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。
午後一時二分開議

○議長(大島理森君) 御報告することあります。

永年在職議員として表彰された元議員越智通雄君は、去る一月三十日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

越智通雄君に対する弔詞は、議長において去る六日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもってその功労を表彰され、さきに大蔵委員長、予算委員長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等越智通雄君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部科学委員長左藤章君。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔左藤章君登壇〕

文化財保護法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○左藤章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設するとともに、当該登録をした文化財の保存及び公開等に関する指導又は助言、それらに要する経費を補助することができるものとすることと、

第二に、地方公共団体による条例に基づく文化財の登録制度を新設するとともに、当該登録をした文化財について、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案ができるものとなることと、

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、三十一日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。昨四月七日質疑を行い、同日、質疑を終局した後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号 外)

〇とかしきなおみ君(続) 本案は、去る三月十八日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案及び西村智奈美君外十名提出、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣田村憲久君。

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

失時の標準報酬月額とすることを可能とします。第二に、子ども・子育て支援の拡充を図るために、短期の育児休業の取得に対応して、月内に二週間以上の育児休業を取得した場合には、その月の保険料を免除することとし、また、国民健康保険の保険料について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を設けます。

第三に、全ての世代の予防、健康づくりの強化を図るため、保険者が保健事業を行って当たり、

の概要を御説明申し上げます。

少子高齢化が進む中、二〇二二年以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費は増加し、後期高齢者支援金を拠出する現役世代の負担も増大していくことが見込まれます。社会保障制度を持续可能で安心できるものとしていくためには、現役世代の負担軽減は喫緊の課題です。

政府案では、単身世帯で年収二百万円以上の後期高齢者の窓口負担割合を二割に引き上げることで、現役世代の負担軽減を図ろうとしています。

の概要を御説明申し上げます

い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、原案及び修正案について討論、採決を行つた結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(議長 大島延蔵君) お決いたします
○ 本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

全世代対応型の社会保障制度を構築するため

の健康保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出) 及び高齢者の医療の確保に関する
法律案(一部改正)(内閣提出)

○議長（大島理森君）この際、内閣提出、全世代
美君外十名提出の趣旨説明

また、傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行うとともに、任意継続被保険者について、健康保険組合の規約で定めることにより、その保険料の算定基礎となる標準報酬月額を被保険者の資格喪失

○議長(大島理森君) 提出者山内康一君。
　　(山内康一君登壇)

次に、本法律案の概要を御説明いたします。
第一に、令和四年度以降の後期高齢者負担率について、当分の間、現行の算定方法により算定された率に、後期高齢者支援金の額の更なる縮減を通じて現役世代の負担の軽減が図られるようする観点から政令で定める特別調整率を加える特例

第一に全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けた給付と負担の見直しを図るため、後期高齢者医療の窓口負担について、負担能力に応じて負担いただくとの考えに基づき、現役並み所得者以外の被保険者であつて、一定の所得や年収以上である方の負担割合について、二割とすることとします。

（拍手）
地圖に関する事項の話題事項に位置づけられます。
第五に、生活保護制度の医療扶助について、電子
子資格確認の仕組みを導入します。
最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定
を除き、令和四年一月一日としています。
以上が、この法律案の趣旨でござります。

も高所得の方に保険料の支払いの際に応能負担をお願いする方が、より公平な制度になると考えます。具体的には、保険料の賦課限度額を引き上げ、後期高齢者の中で特に高所得の方に負担をお願いすることによって、公費の投入と併せ、政府案の見込みと同程度、現役世代の負担を軽減できることと考え、本法律案を提出しました。

また、傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けるよう、支給期間の通常比を二丁

○議長（大島理森君） 提出者山内康一君。
〔山内康一君答弁〕

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

うとともに、任意継続被保険者について、健康保険組合の現行規則による二三二二通り、その保険料の

○山内康一君　ただいま議題となりました高齢者の医療の確保に関する法律の一節を改定する法律

れた率に、後期高齢者支援金の額の更なる縮減を通じて現役世代の負担の軽減が図られるよう二十

算定基礎となる標準報酬月額を被保険者の資格喪失

案につき、提出者を代表して、提案理由及び内容

る観点から政令で定める特別調整率を加える特例

を設けることとし、現役世代の負担を軽減します。

第二に、後期高齢者の負担能力に応じた保険料を課すことができるよう、政府は保険料の賦課限度額の引上げの特例を設けるとともに、後期高齢者負担率の特例に対応するための保険料の見直しの影響が中低所得者に及ばないよう、後期高齢者医療広域連合が講じる保険料の減額措置に要する費用を国が負担する仕組みを設けることとしております。

第三に、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方については、将来における医療に要する費用の見込み、高齢者の一部負担金に係る負担の割合を引き上げることとした場合における高齢者の必要かつ適切な受診の機会の確保に与える影響及び医療費の動向、各世代の負担能力等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要です。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈

美君外十名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。武井俊輔君。

〔武井俊輔君登壇〕

○武井俊輔君 自由民主党の武井俊輔です。

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、自由民主党・無所属の会を代表して質問いたします。(拍手)

まず冒頭、新型コロナウイルスにおきましてお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、治療中の方の早期回復、そして、対策に

亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、治療中の方の早期回復、そして、対策に

ます。

また、令和四年度から団塊世代が後期高齢者に入ることによって現役世代の負担は更に大きく上昇することが予測される中、若者の理解を得るために、一定の収入があり、負担能力のある高齢の方に窓口負担の御負担をいただくことは必要な構造的な課題があります。このことから、平成三十年度の国保制度改革により、財政運営を都道府県単位化するとともに、財政支援の強化が図られており、市町村における法定外縁入も改革前と比較して三分の一程度に減少したと承知しています。

一方、高齢者の方は、多くの方は年金収入を中心とした生計手段として過ごしておられます。特に高齢の方ほど収入が低い傾向にあると考えます。また、後期高齢者の方は、医療の必要性も高く、長期にわたり、また頻繁に医療機関を受診することも必要になります。そして、現在、コロナ禍で受診控えも生じていると⾔われておりますが、通常とは異なる状況下にあります。

このように、高齢者の疾病、生活状況等の実態を見極めた上で窓口負担の所得基準の設定をする必要がありますと考えますが、政府案の基準の考え方について、また、必要な受診を抑制しないよう行う配慮措置、国民の理解促進に向けた丁寧な広報、周知も必要であると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

また、全世代型社会保障においては、後期高齢者の窓口負担の見直しによって、後期高齢者支援金の増加を抑制し、現役世代の保険料負担上昇を少しでも抑えることに加え、現役世代の生活と安心を支えるべく、必要な給付の改善を図るとともに、少子化対策の更なる強化が欠かせません。

今国会においては、子ども・子育て支援法の改正案が提出されていますが、医療保険制度改革においても、現役世代の給付を改善し、子供、子育てを支援していくことは重要だと考えます。

これらの点について、厚生労働大臣の見解を伺います。

また、被用者保険とともに国民皆保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の年齢構成が高く、医療費が高い一方で、所得水準が低いといった構造的な課題があります。このことから、平成三十年度の国保制度改革により、財政運営を都道府県単位化するとともに、財政支援の強化が図られており、市町村における法定外縁入も改革前と比較して三分の一程度に減少したと承知しています。

今後、法定外縁入れの更なる解消や都道府県内の保険料統一といつた国民健康保険制度に残された課題についてどのように取り組むこととされます。日本の医療保険における皆保険制度は、国民の医療へのアクセスのよさを保障し、国民の長寿、健康に寄与してきたほか、今般の新型コロナウイルス感染症への対応でも効果を發揮してきました。このすばらしい制度を子供や孫の世代まで、人生百年と言われる中、引き継いでいくのが我々の責任だと思います。

今回の改革は、団塊の世代が後期高齢者入りする二〇二二年度を見据えると、待ったなしの課題です。本法案の速やかな成立が求められるところに、我々自由民主党は、子供、若年層から高齢者まで幅広い国民の理解と共感を求めつつ、制度の持続可能性を高める努力をたゆまなく続けていくことを申し上げ、私の質問を終わりります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 武井俊輔議員にお答えをいたします。

法案提出の背景及び必要性についてお尋ねがあ

りました。

官 報 (号 外)

少子高齢化が進展し、令和四年度以降、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑え、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築すること、は、待つたなしの課題であります。

このため、給付は高齢者中心、負担は現役を中心としてのこれまでの社会保障の構造見直しを、全ての世代で広く安心を支えていくために、昨年末、全世代社会保障改革の方針を閣議決定いたしました。

この方針を踏まえ、本法案では、後期高齢者医療における窓口割合負担の見直しなどの給付と負担の見直し、子育て世代の負担軽減を図る観点から、未就学児の均等割保険料を減額する措置の導入、こうしたことを探ることにいたしております。

今後とも、世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしっかりと引き継ぐために、これまでもない発想で少子化対策に取り組むなど、全世代型社会保障の構築を進めてまいります。

窓口負担の見直しの目的についてお尋ねがありました。

若者と高齢者が支え合い、現役世代の負担上昇を抑えつつ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することは、待つたなしの課題です。

このため、少しでも多くの方に、支える側として活躍をしていただき、能力に応じた負担をしていただることが必要であり、今回、七十五歳以上の高齢者のうち一定の収入以上の方々についての改革により、若い世代の保険料負担は七百二十億円減少するものと承知しております。

その際、窓口負担が二割となる方についても、必要な受診が抑制されないように、経過措置を設け

ることとしております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣田村憲久君)

○国務大臣(田村憲久君) 武井俊輔議員にお答え申し上げます。

後期高齢者医療における窓口負担見直しの所得基準と配慮措置等についてお尋ねがありました。

今般の改正法案で提案している窓口負担の見直しの所得基準は、課税所得二十八万円以上、かつ、単身世帯で年収三百二十万円以上、複数世帯で年収三百二十万円以上としております。これは、後期高齢者のうち所得上位三〇%に相当する課税所

得以上であること、四十年間、平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準であることなど、高齢者の負担能力や生活状況を踏まえた上で決定したものであります。

また、必要な受診が抑制されないよう、二割負担への変更による影響が大きい外来患者について、施行後三年間、一月分の負担増を最大でも三千円に収まるような配慮措置を講ずることとしたおり、二割負担への変更による影響が大きい外来患者について、施行後三年間、一月分の負担増を最大でも三千円に収まるような配慮措置を講ずることとしたとしても支援してまいります。

また、保険料水準の統一については、昨年五月にガイドラインの改定を行い、将来的に保険料水準の統一を目指すことを明確化したところがありましたが、今回の改正法案においても、保険料水準の平準化を国保運営方針の記載事項に位置づけることとしており、国としても取組を後押ししてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 中島克仁君についてお尋ねがありました。

今回の改正法案では、現役世代への給付改善と

○議長(大島理森君) 中島克仁君

立憲民主党の中島克仁です。

して、治療と仕事の両立を図る観点から、傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行なうこととしたしております。

また、子ども・子育て支援として、短期の育児休業の取得に対応して、月内に二週間以上の育児必要性を有する場合に、育児休業の取得に対する扶養親権者負担の抑制を図ることとする改正案について、会派を代表して質問をいたしました。

休業を取得した場合の保険料免除や、国民健康保

たします。(拍手)

まず冒頭、先ほど、とかしき厚生労働委員長が、フェースガードで登壇し、発言をされました。感染拡大が現実的なものとなり、国民の皆様に感染対策の徹底を求める中、誤ったメッセージになりかねません。極めて不謹慎、甚だ遺憾であり、強く抗議を申し上げることを述べさせていた

た。

市町村の法定外縁入れ等については、従来より、その計画的な削減、解消をお願いしており、平成三十年度から毎年約三千四百億円の財政支援を行なうなど、財政基盤を大幅に強化したところであります。

今回の改正法案では、都道府県と市町村が一体となつた取組を推進する観点から、国保運営方針に、市町村の国保特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定める努力義務を課すこととしており、更に効果的な取組が進むよう、国

として支援してまいります。

まず、大阪の感染、現状について、菅総理にお尋ねいたします。

緊急事態宣言の解除時期は適切であったと考えているのか。一方で、その後の蔓延防止等重点措置の適用は遅過ぎたのではないですか。変異株の脅威を鑑みれば、緊急事態宣言も検討するべきだと考えますが、総理の答弁を求めます。

東京におきましても、昨日、五百五十五人の感染が確認され、蔓延防止等重点措置の適用について国に要請する考えが示されました。早急に東京にも蔓延防止等重点措置を適用するべきだと考えますが、総理の答弁を求めます。

菅総理は、五日の参議院決算委員会で、新型コロナウイルスの感染状況について、第四波といつた全国的な拡大のうねりにはなつていないと発言をされました。しかし、先週の金曜日、分科会の尾身会長は、私との質疑で、いわゆる第四波という言い方は、それで全然違いないとの認識を示されました。

確認ですが、今日の時点でも総理は新型コロナウイルス第四波の状況ではないと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

官 報 (号 外)

昨年末、GOTOトラベルをやめず、対策が後手後手になつた経緯、認識の乏しさ、危機感の欠如が、新型コロナウイルス第三波を招き、医療逼迫を招いたことをお忘れでしようか。第四波の現状は、昨年同様、政府の後手後手の対応、不作為の連続により引き起こされたことは明白です。総理は現在の状況の責任をどのように取られるおつもりなのか、総理の答弁を求めます。真っ先に必要なことは、総理自らの言葉で、正確な現状認識、強い危機感を示し、先手先手で第4波対策を具体的に国民に示すべきだと考えますが、総理の見解を求めてます。

国民からも期待が高まっているワクチン接種について、希望する方が安心、安全、円滑に接種できる体制をつくることを求めて立場から、お尋ねをいたします。

から高齢者への接種を開始し、その後、基礎疾患のある人などに順次拡大する方針で臨んできました。しかし、医療従事者の優先接種が終わらないまま、四月十二日から高齢者三千六百万人の接種が始まるとしており、当初のスケジュールからすると、遅れていると言わざるを得ません。

ワクチンを打ち終わっていない医療従事者が高齢者のワクチンを打ち始めるケースも出てきますし、高齢者の接種を行う医師自身が、いつ接種されるか分からぬ状況です。コロナ病棟で働く医療従事者からは、接種を後回しにされる不安も募っています。

一方 例えは 四月五日に八王子市が先順順で接種予約を受け付け、開始から僅か一時間半で枠が埋まってしまうなど、混乱が生じています。河野担当大臣は、コンサートのチケットを予約するとのと違つて売り切れる事はない、確実に接種で

きるので焦らないでいただきたいと言いますが、供給が少ないまま四月からの高齢者接種を急ごうとしたのは、ひとえに高齢者の接種を四月中にスタートすると宣言した菅総理のメントを保つための既成事実づくりではないですか。接種券が送られてきたのに、いつ接種できるのか見通せない高齢者にもつと丁寧に対応すべきではないか、総理にお伺いいたします。

河野担当大臣は、医療従事者四百八十万人口分を五月前半までに、高齢者約三千六百万人分を六月末までに確保できると発表しています。しかし、これはファイザー社との約束であつて、EUの承認次第に左右されることは変わりありません。しかも、政府は配送料の確保まで、いつ接種できるかどうかは自治体任せとなっています。

実際、地方三団体は、五日、市町村へのワクチン配達時期と個数について明確に示してほしいと主文をつけ付けています。だから自ら本へ云そらうる

文をつけていなくて、国から自治体へ伝えてくる。
供給スケジュールが曖昧では、準備もままなりません。

せん。

ファイザー社のワクチンは現在どれくらい確保されていて、現段階でどのくらいは必ず来るのか、進捲がどうなっているのか。自分はいつ接種できるのかという国民の疑問に答えられるよう、今後のワクチン接種スケジュールの全体像を明確に示していただきたい。総理にお伺いいたしま

す。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に必要な医療スタッフについて、政府は、一人五日間程度の勤務をお願いすること前提に、一万人程度の方に依頼をしてスタッフ確保を図つていております。さらに、解散・総選挙となれば、接種会場や自治体の人手など、ワクチン接種への影響が想定されます。

染が爆発的に広がつていけば、ワクチン接種以前に、目の前の患者を救つたために集中することになります。このような不測の事態へはどのように対応するつもりなのか、総理に伺います。

感染対策の両輪は「ワクチン」と治療薬。治療方針の確立です。我が国が医療先進国として培ってきた経験医学を、新型コロナ治療方針の確立に向け、最大限発揮する局面だと私は考えます。その裏表も、今よりは豊富だ。「足りない部分を充実していく」という方針で、これまでの経験を活かして、より良い医療を提供していくことが求められます。

輩である大村智博士が開発に深く関与し、四十年間、毎年約三億人もの命に寄り添つてきただ虫薬イベルメクチンです。メイド・イン・ジャパンのイベルメクチンは、現在、医師主導治験の中で

ですが、海外から有効性の報告が多数示されている上、安全性は確立をされています。

す。
とてて極めて重要な事で、最大限努力して支援して
いくと答弁をされました。最大限の努力、支援
を、具体的にどこに、どのように指示を出された
のかお尋ねするとともに、新型コロナウイルス感
染症の局面を大きく打開するための治療法の確立
の重要性について、総理の見解をお尋ねいたしま

総理との質疑の後、厚生労働委員会において、度々治療薬、治療方針の確立の支援について求めておりますが、最大限支援の姿勢が全く見えません。総理の指示が厚生労働省、AMEDに届いているのか、甚だ疑問です。

すので、いま一度、行政の長として、新型コロナウイルス感染症の治療薬開発、確立に最大限の努力をせよと明確に指示を出していただけないでしょうか。総理に伺います。

口ナウイルスと確認された三万人以上の方が自宅療養となり、中には、四十度の発熱、強い喉の痛み、せき込みに脅かされ、そのような状況にもかかわらず、医師に診察どころか相談さえできな

い　薬も出されていない経過中にお亡くなりになる方も多いおられ、信じられない状況に私は愕然といたしました。

治房の解立を急がなければなりません。尾身会長も、先週の私との質疑で、有事の際のプロトコールを作る必要があると認められ、すぐにやるべきだと強い口調で発言をされました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延、長期化により、我が国の医療体制の課題が浮き彫りとなりました。その中で、平時から問題になり、このコロナ。が、総理の見解をお尋ねいたします。

した。その中でも、平時でも問題はなく、この二回ナにより更に浮き彫りとなつた課題が、プライマリーケア機能を持つかかりつけ医の不在です。かかりつけ医が制度化されていれば、新型コロナウイルス感染状況において、相談から検査、治療へと適切につなげられたはずです。ワクチン接種も、かかりつけ医の下での的確なリスクコミュニケーション

ケーションが図られれば、接種を希望する方が安心、安全に、また円滑に接種が進められていくはずです。

化人生百年時代を迎えた我が国の医療体制の再構築のためにも不可欠だと考えますが、総理の見解を求めます。

なものが抜け落ちています。有事の際の薬事承認制度創設、日本版家庭医制度創設などを含む医療制度、医療体制改革、メディカルニューディールこそ、今、最も重要であり、求められることを考えますが、総理の見解を求めます。

政府提出法案について質問いたします。

政府は、本法案によつて、単身世帯の場合で年収二百万円以上の後期高齢者の医療費窓口負担を現在の一割から二割へ引き上げるとのことです。

窓口で医療費を実際に支払う当事者からすれば、大変な自己負担となります。後期高齢者の皆さんには、複数の病気をお持ちであるなど、現状においても多大な医療費を支払っている方が多くいらっしゃいます。これに加えて、更に窓口負担を引き上げるということになれば、コロナ禍において既に顕著な受診控えに拍車をかけ、症状の重症化をもたらす可能性もあります。

少なくともこのコロナ禍においては、これ以上の受診抑制を引き起こすような政策を実施するべきではないと考えますが、総理の見解を伺います。

今回の法改正では、窓口負担増加に対して一定のラインにキャップをかける配慮措置を講じ、医療費窓口負担引上げに伴う急激な負担増加を抑制するとしています。しかし、配慮措置を加味したとしても、外来費用負担の追加額は最大で年三万六千円に上ります。また、入院費用には配慮措置はありません。

このような配慮措置では、そもそも後期高齢者の急激な負担増加を抑制するというには不十分ではないかと考えますが、総理の見解を伺います。

団塊の世代が後期高齢者になり、医療費全体が膨らんでいくにつれて、後期高齢者支援金を負担する現役世代の負担は今後ますます厳しくなつていことが危惧されます。後期高齢者医療制度に

ついて、抜本的な改革が求められていることは明確であります。

立憲民主党提出の議員立法では、どのように現役世代の負担を軽減しようとしているのか、議員立法提出者に伺います。

我々は、医療保険制度の持続可能性を強化し、現役世代の負担を軽減するためには、公費負担の拡充とともに、後期高齢者の保険料の賦課限度額の引上げが必要と考えます。医療サービスの利用を抑制する可能性のある窓口負担の引上げではなく、保険料の賦課限度額の引上げによる応能負担の強化によって、制度の持続可能性を担保するとともに、現役世代の負担を軽減するべきです。

政府として、現在の後期高齢者の保険料の賦課限度額についてどのように認識をしているのか、総理の見解を伺います。

政府は、今般の窓口負担の引上げによる給付費減一千八百八十億円のうち、約半分の九百億円は一定の受診控えが起こるという、いわゆる長瀬効果として試算しているとのことです。しかし、この受診控えが症状の重篤化につながるものなのか、單に医療サービス利用の適正化に資するものなのかについては、調査分析が行われております。

医療費の自己負担増をお願いするということで正確に調査分析し、その結果を公表するべきではありませんか。総理の見解を伺います。

新型コロナウイルス変異株による第四波は、これまでの延長戦での対策では感染制御は困難であり、まして、これまでの対策を正当化するような姿勢では、状況は更に悪化いたします。

国民の命は菅総理の判断に委ねられておりました。現時点で全国的な大きなうねりとまではなっておりませんが、全国の新規感染者数は、三月上旬

ます。国民の命を守るために、全てやる、総理御自身の覚悟の姿勢が確かにものなのか、新型コロナウイルス感染収束に向けて、改めて総理の覚悟をお尋ねし、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣菅義偉君 中島克仁議員にお答えをいたします。

大阪府の緊急事態宣言の解除などについてお尋ねがありました。

二月下旬の段階では、感染者数も大きく減少し、病床の状況も改善しており、解除の基準を十分に満たしておりました。こうした中、知事から要請があり、専門家の御意見を伺つた上で、解除をいたしました。

今回の蔓延防止等重点措置については、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案しつつ、大阪府からの要請を受けた翌日に、専門家の意見を伺つた上で、決定いたしました。

いずれも適切なタイミングで判断したものと考えています。

重点措置の下で、二十時までの飲食店の時短要請など、緊急事態宣言並みの強力な措置を実施し、さらに、国と自治体が連携し、全ての飲食店への見守り、高齢者施設での定期検査、医療体制の確保をしっかりと実行してまいります。

東京への蔓延防止等重点措置の適用についてお尋ねがありました。

現時点で東京都から具体的な要請はありませんが、政府としては新規感染者数や病床の状況などを勘案し、東京都や専門家の御意見も伺いながら、適切に判断をしてまいります。

新型コロナの感染状況についてお尋ねがありました。

これまでの延長戦での対策では感染制御は困難であり、まして、これまでの対策を正当化するような

以降、増加が継続しており、かつ、幾つかの地域で感染の再拡大が生じており、政府としては、強い警戒感を持つて対応しております。

引き続き、各地で発生する波を全国規模の大きな波にしないため、地域を絞った重点措置を機動的、集中的に講じ、感染拡大を食い止めてまいります。

現在の感染状況への責任及び対策についてお尋ねがありました。

感染対策に奇策はなく、政府としては、飲食店対策、検査の拡大、医療体制の確保を粘り強く進め、地域を絞った重点措置を機動的、集中的に講じ、各地で発生する波を大きな波につなげないよう対策を徹底していくことが私の責任だと考えていました。

高齢者への接種についてお尋ねがありました。

高齢者への優先接種については、全国知事会などがから、段階的に接種範囲を広げ、検証、改善を着実に行ななど、供給体制を踏まえた現実的なスケジュールの下、丁寧に進めてほしい・こうした要望をいたしております。

これを踏まえ、四月十二日から段階的に開始することとしているものであり、既成事実づくりといった御指摘は当たらないものと考えます。

また、スケジュール等については、様々な機会を通じて丁寧に情報提供してきたものであり、引き続き、各自治体と緊密に連携し、円滑な接種が進むよう全力で取り組んでまいります。

ワクチン接種のスケジュールについては、四月十日から高齢者への優先接種を始めることとしておりましたが、五月二十三日までには全国の高齢者の約半数の方に一回目の接種ができる数量を自治体に配達するとともに、六月末までに全ての高齢

者の方に二回接種できる数量を配達する見込みであり、そのため必要なワクチンを確保していく予定としております。

ワクチン接種に関する不測の事態への対応についてお尋ねがありました。

御指摘のような様々な事態が発生しても、ワクチン接種に必要な医療関係者等が不足するという事態にならないよう、国において、看護職員の確保策等を用意し、自治体に周知するなどの取組を進めています。

引き続き、ワクチン接種が円滑に進むよう、医療関係団体とも緊密に連携をしながら、着実に取り組んでまいります。

新型コロナの治療薬についてお尋ねがありました。

新型コロナへの治療薬を一日も早く実用化し、その治療法の確立を図ることは、重要な課題であると考えております。

このため、御指摘のイベルメクチンを含め、治療薬の研究開発について、国として最大限支援を

していくよう、厚生労働省に対し私たちから従来から指示しております。これを踏まえて、厚生労働省において様々な支援を行っているものと承知しています。

新型コロナの治療薬の開発や確立についてお尋ねがありました。

新たな治療薬の研究開発については、私の指示の下に、厚生労働省において、一日も早く国民の皆様の不安を解消できるよう、日本医療研究開発機構の事業を通じて、国内外の企業、研究者による研究開発への支援を行っているものと承知しています。

引き続き、安全性、有効性が確認された治療薬をできるだけ早期に実用化し、標準治療法が確立されるよう、政府として全力で取り組んでまいり

ます。

有事における薬事承認についてお尋ねがあります。

引き続き、緊急時においても、科学的データに基づき有効性、安全性を確認した上で、承認審査を要する時間となるべく短くすることが重要です。

我が国には既に医療上の必要が特に高い医薬品等の迅速な承認を可能とする制度があり、新型コロナ関係の薬事承認が行われているところであります。

引き続き、必要な治療薬等を迅速に国民に届けられるよう、最大限努めてまいります。

かかりつけ医についてお尋ねがありました。

高齢化が進展する中、感染症に適切に対応する

ためにも、日常診療を通じて患者の状況を把握し、発熱時の相談対応や適切な医療機関への紹介、予防接種等を行うかかりつけ医を持つことは重要であり、引き続き、かかりつけ医の育成、普

及を進めてまいります。

医療制度改革等についてお尋ねがありました。

このため、窓口負担の見直しにおける受診行動の変容の分析についてお尋ねがありました。

今回の見直しにより、御指摘の長瀬効果によつて受診行動が変化することは経験的に知られておりますが、個人の健康に与える影響をあらかじめ分析することは難しいと考えます。

あわせて、今回の改正法案では、一定の収入以上の方々のみを対象にその窓口負担を二割とするものであり、配慮措置もしっかりと講じることで、必要な受診の抑制を招かないようにならしており

ます。

感染収束に向けた覚悟についてお尋ねがありました。

新型コロナの影響が長引く中にあって、また、窓口負担の見直しの配慮措置についてお尋ねがありました。

そもそも、今回の見直しは、後期高齢者のうち

四十年間、平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準の方を対象に実施するものであり、その上で必要な配慮措置を講じるなど、適切なものと考えています。

なお、入院については、既に高額療養費の対象となっている方が多いことから、その影響は限定的であると考えております。

保険料の賦課限度額についてお尋ねがありまし

た。

保険である以上、受益と負担が著しく乖離することは納付意欲の低下を招くおそれがあります。

このため、保険料納付の上限として賦課限度額を設けているものであり、その見直しを行う場合には、関係者と十分に議論して検討すべき、重い課題だと認識をしております。

窓口負担の見直しにおける受診行動の変容の分析についてお尋ねがありました。

今回見直しにより、御指摘の長瀬効果によつて受診行動が変化することは経験的に知られておりますが、個人の健康に与える影響をあらかじめ分析することは難しいと考えます。

あわせて、今回の改正法案では、一定の収入以上の方々のみを対象にその窓口負担を二割とするものであり、配慮措置もしっかりと講じることで、必要な受診の抑制を招かないようにならしており

ます。

感染対策に奇策はなく、変異株といえども、基本的な感染対策を続けることが重要です。

政府としては、地方自治体とも緊密に連携しながら、飲食店対策、検査の拡大、医療体制の確保

を粘り強く進めつつ、地域を絞った重点措置を機動的、集中的に講じてまいります。

何としても国民の命と暮らしを守るという決意

で、対策を徹底してまいります。（拍手）

〔稻富修二君登壇〕

○稻富修二君から、現役世代の負担軽減の方法についてお尋ねがありました。

医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、現役世代の負担軽減は喫緊の課題です。その課題への対応策は、まずは、後期高齢者の中でも特に高所得の方に応能負担をお願いすることであると考えます。

私たちが提出した法律案では、令和四年度以降の当分の間、後期高齢者の負担割合を定める後期高齢者負担率に特別調整率を加える特例を設けます。これにより、現役世代から後期高齢者への仕送りが縮減され、現役世代の負担は軽減されることになります。

そして、後期高齢者負担率の特例によつて生じる後期高齢者の負担については、保険料賦課限度額の引上げにより、所得の高い後期高齢者に更高的な応能負担を求めるに加え、国による公費負担によって対応いたします。

国による公費負担の内容としては、後期高齢者負担率の特例に伴う保険料の見直しの際に、後期高齢者医療広域連合が中低所得の被保険者の保険料を減額できることとし、その費用を国が負担するものとしております。

これらの措置により、政府案の見込みと同程度、現役世代の負担が軽減されると考えております。

政府案の窓口負担の引上げでは、新型コロナウイルス感染拡大による受診抑制が懸念される中で、更なる受診抑制によって症状の重症化を招かねません。コロナ禍の現状で、窓口負担の引上げは行われるべきではないません。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

以上、御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

伊佐進一議員にお答

えをいたします。

窓口負担の見直しについてお尋ねがありました。来年にはいわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、少しでも多くの方に、支える側として活躍いただき、能力に応じた負担をしていただることは、重要な課題であると考えております。

一方で、その際には、高齢者の生活等の状況をしつかりと踏まえ、必要な配慮措置を講じることも重要な視点あります。

今回の法案については、こうした観点から、与党の山口代表との間で、必要な受診が抑制されないよう、経過措置を設けた上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とすることとしたものであります。

政府としては、世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしつかりと引き継ぐとの強い決意の下に、引き続き、全ての人が安心できる社会保障の構築に向けた検討を進めてまいります。

窓口負担の見直しの配慮措置についてお尋ねがありました。

今回の窓口負担の見直しに当たっては、窓口負担割合が二割となる方について、必要な受診が抑制されないよう、配慮措置を設けることとしました。

具体的には、政府・与党の調整の結果、施行後三年間、外来の負担増が最大でも月三千円に收まるような措置を講じることとしており、この配慮措置により、高齢者の年間平均の負担増を三万四千円から二万六千円に抑制するものと考えており

ます。

社会保障制度改革についてお尋ねがありまし

た。希望と活力に満ちた日本を未来につないでいくためには、世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしつかりと引き継いでいかなければなりません。これが我々世代の責務であります。

こうした決意の下、これまで、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等の社会経済環境の変化も踏まえ、全ての人気が安心できる全世代型社会保障の構築に向けて、年金、労働、医療、介護など、社会保障全般にわたる改革を進めてまいりました。

今般の法案は、こうした中長期的な視点に立

ち、若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えるという長年の課題に対応するために、七十五歳以上の高齢者たち、一定の収入以上の方々について、その窓口負担を二割とするものであります。

政府としては、まず、この法案の成立に全力を

尽くした上で、引き続き、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、御指摘の点も踏まえながら、総合的な検討を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ

ます。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

伊佐進一議員にお答

えいたします。

今後の必要な検討についてお尋ねがありまし

た。今回の改正法案の附則においては、公布後速や

かに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化対処するための施策について、実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、必要要

な措置を講ずることといたしております。

この附則の規定に基づき、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保険制度についても、現役世代の負担軽減を含め、総合的な検討を進め、更なる改革を推進してまいります。

今回の改正法案における傷病手当金の見直しについてお尋ねがありました。

近年の診断技術や治療方法の進歩等により、例えは、がん治療において、手術等により一定の期間入院した後、働きながら定期的に通院治療を行なうケースが増えていくことなどから、被保険者が傷病手当金を柔軟に利用できないという課題が指摘されているところであります。

こうした状況を踏まえ、今回の改正法案では、治療と仕事の両立の観点から、出勤に伴い不支給となつた期間を延長して支給を受けられるよう、傷病手当金を通算して一年六か月に達するまで支給することといたしております。

国民健康保険の子供の均等割保険料の減額についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度においては、全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利があり、子供がいる世帯でも、子供を含めた被保険者的人数に応じて一定の御負担をいただくことといたしております。

一方、少子化対策は、我が国が最優先で取り組むべき課題であり、昨年五月に閣議決定された少子化社会対策大綱において、「子供の数に応じた国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援などを着実に実施する」とされているところであります。

今般の改正法案では、こうした経緯も踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を半額に軽減することといたしました。

本法案の最大の問題は、一定所得以上の七十五歳以上の高齢者の窓口負担を一割から二割、二倍にすることです。

年を重ねれば病気にかかりやすくなり、病院にかかることも増えます。一割負担の現状でも、三割負担の現役世代よりもはるかに高齢者の医療費の負担は重くなっています。年収比で見れば、四十代と比べ、八十五歳以上は何倍の医療費の自己負担をしているのか。総理は、多くの高齢者が切り詰めて暮らし、医療費負担に苦労しているという認識をお持ちでしょうか。

政府の試算によると、負担増は平均三・四万円

オ・オンライン資格確認の今後の取組についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認については、本年三月四日から一部の医療機関等においてブレ運用を開始する等、本格運用に向けた準備を進めてまいりました。

その過程で、保険者の加入者データの確認作業の遅れや、医療機関等における導入準備の遅れなどが課題となっていることが判明したことを踏まえ、本年十月までに本格運用を開始することとした。

その後、保険者の個人番号の誤入力をシステム的にチェックする機能の導入や、住基ネットへの照会による個人番号の再確認などを計画的に実施し、本格運用に向けてしっかりと工程管理をしながら取り組んでまいります。（拍手）

オ・オンライン資格確認の今後の取組についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認については、本年三月四日から一部の医療機関等においてブレ運用を開始する等、本格運用に向けた準備を進めてまいりました。

その過程で、保険者の加入者データの確認作業の遅れや、医療機関等における導入準備の遅れなどが課題となっていることが判明したことを踏まえ、本年十月までに本格運用を開始することとした。

その後、保険者の個人番号の誤入力をシステム的にチェックする機能の導入や、住基ネットへの照会による個人番号の再確認などを計画的に実施し、本格運用に向けてしっかりと工程管理をしながら取り組んでまいります。（拍手）

にも上ります。病気が多く、治療が長引くほど負担は増えます。二割負担導入で年十万円以上負担が増える方は、何人ぐらい見込まれるんでしょうか。

自民党、公明党の合意で、二割負担の対象は、単身世帯でいえば年収二百万円以上からスタートします。なぜ二百万円から二割負担なのか。田村厚労大臣は、収入と支出を見ると十二万円余裕があると答弁しました。総理も、年収二百万円の高齢者の暮らしには、余裕があるとの認識なのでしょうか。

そもそも、十二万円の收支差は、儉約生活が生み出したものであります。二割負担の導入で、受診抑制が起きるのではないか。七十五歳以上の窓口負担の二割導入で一千八百八十億円の給付費が減ると政府は推計しておりますが、そのうち、受診行動の変化によるものは幾らですか。窓口負担の増大が原因で受診を我慢するといふことはありまんか。

総理は、現役世代の負担の軽減のためだと言います。しかし、現役世代も、いすれば高齢者になります。人生一トータルで見れば、現役世代の方も本法案で負担は増えるのではありませんか。現役世代のためといふまやかしはやめるべきであります。

今回の改正案で負担が減るのは、国、自治体が九百八十億円で最も多く、事業主は三百六十億円です。一方、現役世代の本人の保険料の負担軽減は、一人当たり年三百五十円です。菅総理は、までは自助と言いますが、国と事業主の負担軽減こそが本法案の本当の狙いなのではありませんか。

さらに、本法案は、二割負担の対象について、所得金額を具体的に明記せずに、「所得の額が政令で定める額以上である場合」としております。

つまり、本法案が成立すれば、法改正を経ずに、時の政権の判断で二割負担の範囲を広げることができます。政令によつては、限られたごく一部の低所得者及び現役世代並み所得とされる方を除いて、原則二割負担にもできることになるんじゃないですか。

自民党は、当初、年収百七十万円以上を二割負担の対象にすると主張していました。将来にわたり、二割負担の対象を拡大しないとこの場でお約束できますか。

総理 増える医療費の負担を求める先は、年収二百万円の高齢者ではありません。現役世代の負担軽減というのであれば、減らし続けた国庫負担の比率を元に戻すべきです。

今、アメリカでもイギリスでも、行き過ぎた法べきではありませんか。保険料についても、後期高齢者医療制度への支援金に関わるところだけでも保険料の上限を引き上げればいいのではありませんか。

本法案のもう一つの大問題は、都道府県国民健康保険運営方針に、都道府県内の市町村の保険料の水準の平準化や法定外縁入れ解消について定めることを求めていた点です。

自治体が行っている一般会計から国保会計への法定外縁入れをやめれば、これまで市民に寄り添ってきた自治体ほど、国保料は大きく値上げとなります。

法定外縁入れを行っている自治体数とその総額、及び法定外縁入れをやめた場合、一人当たり御清聴ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 宮本徹議員にお答えをいたします。

【内閣総理大臣(菅義偉君)】 宮本徹議員にお答えをいたしました。

高齢者の医療費や生活実態についてお尋ねがありました。

御指摘の年収に占める窓口負担額の割合について、平均的な年収や窓口負担のみを用いて機械的に計算しますと、四十年代では一・一%、八十五歳

持ちでしょうか。国民健康保険料の滞納世帯は何

世帯で、加入者に占める比率はどうなっていますか。

殺や廃業に追い込まれる方も生み出してきました。総理、やるべきは、国保料の引上げではなく、国の責任で公費を投入し、せめて協会けんぽ並みに引き下げる事などではありませんか。

コロナ禍の下で、国保に加入する自営業者、フリーランス、非正規雇用の労働者の皆さん、とりわけ厳しい生活状況に置かれている方が多くあります。当初の国保料値上げ計画を見送った自治体も少なくありません。こんなときに、国保料の更なる値上げへ國が圧力をかける法案など、断じて認めるわけにはいきません。

我が党は、国民健康保険料の子供の均等割について、負担能力に関係なく、人数に応じて負担が増えるのは、子育て支援に逆行すると廢止を求めてまいりました。

今回、ようやく未就学児について、均等割を減額し、減額相当額を公費で支援する制度が創設されます。しかし、なぜ未就学児までなのか、なぜ廃止でなく五割軽減なのか。子供の均等割は十八歳まで全て廃止し、本気の子育て支援をすべきであります。

以上、指摘し、質問を終わります。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 宮本徹議員にお答えをいたしました。

二割負担の対象となる高齢者の生活実態と受診行動の変化についてお尋ねがありました。

今回の窓口負担の見直しについては、後期高齢者のうち所得上位三〇%に相当する課税所得以上であること、四十年間、平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準であることなど、高齢者の負担能力や家計への影響も考慮した上で決定をしたものであります。

また、必要な受診が抑制されないよう、経過措置を設けるほか、施行時期も令和四年度後半を予定しております。

御指摘の令和四年度満年度の給付費減のうち、受診行動の変化による減少は九百億円と試算しておりますが、このことが直ちに患者の健康への影響を意味するものではないと考えます。

窓口負担の見直しの目的についてお尋ねがありました。

今般の法案は、若者と高齢者で支え合い、若い

以上はその五・五倍に相当する五・九%になります。

なお、これらの比較は、今回の見直しの対象とならない、一定収入以下の方も含まれたものであります。

また、医療の一人当たり国庫負担を見ますと、六十四歳以下では二万七千円ですが、七十五歳以上では三十二万八千円と、六十四歳以下の約十二倍となっております。

また、家計の状況により医療費負担が大変な世帯もあると認識しておりますが、今回の見直しは一定の収入以上の方々に対して行うものであり、必要な受診が抑制されないよう、経過措置も設け必要といたします。

この見直しによって負担が年十万円以上増える方は、見直しの対象となる三百七十万人のうち、〇・一四%に当たる約五千人程度と見込まれます。

○・一四%に当たる約五千人程度と見込まれます。

二割負担の対象となる高齢者の生活実態と受診行動の変化についてお尋ねがありました。

今回の窓口負担の見直しについては、後期高齢者のうち所得上位三〇%に相当する課税所得以上であること、四十年間、平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準であることなど、高齢者の負担能力や家計への影響も考慮した上で決定をしたものであります。

また、必要な受診が抑制されないよう、経過措置を設けるほか、施行時期も令和四年度後半を予定しております。

御指摘の令和四年度満年度の給付費減のうち、受診行動の変化による減少は九百億円と試算しておりますが、このことが直ちに患者の健康への影響を意味するものではないと考えます。

窓口負担の見直しの目的についてお尋ねがありました。

今般の法案は、若者と高齢者で支え合い、若い

世代の負担上昇を抑えるという長年の課題に対応するため、七十五歳以上の高齢者の中、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とするものです。この結果、若い世代の保険料負担は七百二十億円減少するものと承知しております。

また、少しでも多くの方に能力に応じた負担をしていただきことで、制度の持続可能性が高まると考えており、このことは、ひいては、高齢者となり制度に加入することとなる若者世代にとって

窓口負担の見直しの政令委任についてお尋ねが
ありました。

窓口負担の基準については、従来から、法律に
は負担割合など基本事項を規定した上で、金額等
の具体的な基準は政令で定めるのが一般的な法形式
となつております。今回の改正法案における負担の見
直しについても同様の取扱いをいたしております。

また、二割負担の範囲については、今回の見直しにまずはしっかりと取り組むことが重要であり、現時点で更に対象者を拡大することは考えておりません。

なお、政令を改正する際には、社会保障審議会を始め、関係者との丁寧な議論を行うこととしております。

後期高齢者医療制度の財源についてお尋ねがおりました。

高齢者の給付費に対する国庫負担について、各保険者からの拠出金に対する国庫負担は、後期高齢者支援金への総報酬割の導入時に伴い、これままで減少しておりますが、その際には、例えば国民健康保険への財政支援の拡充や財政力が弱い健康新組合への支援を併せて拡大するなど、必要な支援を行つてきたところであります。

金融所得課税については、平成二十六年に見直しを行ったところであり、更なる見直しについては、経済社会情勢の変化を丁寧に見極めた上で検討していくべき課題であります。

保険料の賦課限度額は、保険である以上、受益と負担が著しく乖離することは納付意欲の低下を

招くために、保険料納付の上限として設けているものです。その見直しを行う場合には、関係者と十分に議論して検討すべき、重い課題だと認識をしております。

国民健康保険の法定外縁入れ等についてお尋ねがありました。

額をお答えすることは困難であります。
また、国民健康保険については、高齢化の進行
に加え、無職者など低所得の加入者が多いといつ
た課題もあり、保険料負担が相対的に重くなつ
てはいるとの承知であります。

国民健康保険の保険料についてお尋ねがありました。

このため、今般の改正法案では、都道府県と市町村が一体となつてこうした取組を推進する観点から、国保運営方針に、必要な措置を定めるよう努力義務を課することにしたものです。国民健康保険の子供の均等割保険料についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度では、全ての世帯員がひとく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険料を負担いただくことが基本であります。

その上で、今般の改正法案では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の医療費の窓口負担割合が二割とされていることや、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、未就学児の均等割保険料を半額に軽減することとしているものであります。(拍手)

○青山雅幸君　日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。

どちらかだけであるならば、社会も受容する」とが可能かもしれません。しかし、今、日本が直面しているのは、この両者です。社会保障の受益者が増大し、負担者が減少していく。影響は倍増します。

まず、これは後期高齢者医療制度を直撃します。二五年には、後期高齢者人口が二千二百万人に達ります。第一次ベビーブームで生まれた団塊の世代が後期高齢者に来年突入します。そして、二〇一〇年には、後期高齢者人口が三千万人に達するのです。

我が国の財政状況の悪化をもたらしているのは、社会保障関係費の増大。他の費目は、国債償還以外はこの二十年間横ばい。社会保障関係費の増大を増税を避ける形で賄つてきたがゆえに、そ

負担の六埋めは赤字国債に集中化し、国債費と社会保障関係費のみが増大してきました。そして、令和元年度において、後期高齢者医療制度関連の国庫負担が医療給付費全体の約半分を占めていました。

平均余命が増えた上に、絶対数も多くなるのですから、社会保障関係費の増大は相当なものとなります。そして、これは現役世代の負担増に直結します。後期高齢者医療制度では、平成三十年度において、自己負担分以外の給付の四五%を現役世代、残りの五五%を公費で負担しているからです。

このような状況のままで、一〇二五年問題を乗り越えることはできるはずもありません。政治はマジックではないのです。困難な課題に対しては、国民全てが負担を分かち合はずして乗り越えることは不可能。給付を削るか、受益者の負担を求めるか、財源を増税で確保するか、あるいは将来世代にまたも負担増となる赤字国債発行で乗り切ること

切るか、いずれしかありません。厳しい現実に国民党とともに直面している政権与党を非難しても、どうにもなることではないのです。

そして、今回の改正案は、受益者の負担増としないで、ある意味、世代間公平に配慮した解決策を選択しました。それは、さきに挙げた解決策の中で最も公平かつ穩当な選択と言わざるを得ないでしょう。若い世代には、この先、負担増と給付減という二重の苦悩が待ち受けているからです。まず、この点の現状認識が異なるものかどうか、日頃から日本の課題は人口構成の高齢化と人口減少にあるとの見解を述べておられる麻生副総理・財務大臣にお尋ねします。

勤労世代減少、それは、併せて二割も人口構成を変動させる大変動です。それが二〇五〇年問題と言われるものですが、今回の法案も、そこまでを乗り切る大改革とはほど遠く、いわばびほう策にすぎないものです。その点に関する認識、評価を田村厚労大臣にお伺いします。

以上のような本法案を取り巻く余りにも深刻な将来の日本の大きな課題について、ではどうするかという点についても触れざるを得ません。

まず言えることは、この問題を党利党略に利用することや政権攻撃の手段とすることは慎まなければならないということです。

繰り返しますが、政治はマジックではありません。どこかを立てれば、どこかに負担を求めるが、を得ない、そこをこまかすべきではないのです。

この大問題について、超党派で議論する場を設け、全政党・全省庁、そして全ての民間研究者や実務家の英知を結集して、これから三十年を乗り切る方策を忌憚なく議論すべきなのです。

ここで、子ども庁という、別の角度からこの問題を捉えた構想を提案された菅総理に、そのよう

な議論の場を設けてはいかがかという意見、申をさせていただき、それについてのお考えをお尋ねいたします。

グレートリセットといふべき戦後の再出発から七十五年が経過しました。戦後の焼け野原の中、高齢者層が極めて少なく、若年層世代が多い、富士山のような裾野の広い理想的な人口構成で、彼らでも伸びる余地があり、実際に果てしない成長を遂げてきた若い日本社会から、成熟した、花瓶を逆さにしたような社会に日本は移行し、そして、その移行はますます進行していくます。子どもも居構想はそのための改革の一歩ですが、もつと幅広く、社会保障及び税制全般にわたるグレートリセツト、日本大改革が必要と考えられます。その点について、菅総理の御見識をお伺いいたします。

セツト、日本大改革を日本維新の会は提唱します。そして、それはひとしく全ての政党における課題であるはずです。魔術師のように振る舞いいいところ取りばかりができるような幻想を振りまくのが、誠実な政治と果たして言えるのでしょうか。

現実を直視しつつ、支持団体や既得権益の利害にとらわれることなく、最新の知見に基づく政策で日本にリストアートを、新しい希望をもたらすことを目指すことをお誓いし、本法案に関する質問をさせていただきました。（拍手）

○内閣総理大臣菅義偉君登壇】
内閣総理大臣（菅義偉君）　青山雅幸議員にお答
えをいたします。
我が国が抱える課題を議論する場についてお尋
ねがありました。
青山議員が御指摘のとおり、我が国は人口構成

の高齢化と人口の減少という厳しい現実に直面しており、今後三十年間を見据えて社会保障の問題について答えを出していくことは、まさに政治の

役割だと考えております。 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直しをし、未来を担う子供からお年寄りまで全ての人が安心できる社会保障への改革を実現するため、まずは今回の法案の御審議をお願いしております、国会において国民の代表たる国会議員が真摯に建設的に議論することが重要ではないかと思います。

社会保障や税制全般の改革についてお尋ねがありませんでした。

私自身、長年にわたり我が国の最大の課題と言ふべきである少子高齢化や人口減少に、何としても答えを出していかなければならぬと考えております。

その中で、若者と高齢者が支え合い、若い世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題であり、今般、七十五歳以上の高齢者のうち、一定の収入以上の方々について、その窓口負担割合を二割とする法案を御審議いただいております。また、国の宝である子供たちのための政策を進

めることも必要であり、子供たちが生まれ、育ち、学んでいく、それそれの段階に光を当て、前に進めていきたいと考えております。その際、子供たちのために何が必要かという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を考えていくことも重要であると考えます。

今後も、あらゆる問題を聖域なく議論し、一つの改革を実現していきたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 青山議員から、増大する社会保障関係費への対応の考え方について、一問お尋ねがあつております。

来年にはいわゆる団塊の世代が七十五歳以上の方々が高齢者になり始めます。若者と高齢者が支え合ひ、現役世代の負担上昇を抑えつつ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することは、待ったなしの我が国の課題であります。その際、高齢化の進展に伴う社会保険費の増加だけではなく、支え手の減少による財源の縮小といった課題にも対応していく必要があります。

そのため、少しでも多くの方に、支える側として活躍していただき、能力に応じた負担をしていただくことが必要であります。今回の法案では、七十五歳以上の高齢者のうち、一定の収入の方々について、その窓口負担割合を二割にしていると承知をいたしております。

今後も、給付と負担の見直しを始めとする改革を実現してまいりたいものだと考えております。〔拍手〕

今後の人口構成の変化を見据えた更なる改革の必要性についてお尋ねがありました。

今後の我が国の更なる高齢化による医療・介護ニーズの増大や人口減少による活力の低下が懸念される中、社会保障制度の持続可能性の確保は大変重要な課題であります。

そのような中、少子化の中にあっても、社会の担い手を増やし、制度の支え手となつていただくこと、医療・福祉分野の生産性を高め、より少ない人手でも回つていく現場を実現していくこと、給付と負担の見直しを行つていくことにつつかり取り組んでいく必要があります。

令和三年四月八日 衆議院会議録第十九号

官 報 (号 外)

今回の窓口負担の見直しは、給付と負担の見直しの一環として、来年から団塊の世代が七十五歳以上の高齢者となり始める中、着実に実施する必要があります。さらに、今後とも、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、現役世代の負担軽減を含め、総合的な検討を進め、更なる改革を推進してまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 西岡秀子さん。

〔西岡秀子君登壇〕

○西岡秀子君 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

ただいま議題となりました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。(拍手)

現在、三府県六市に蔓延防止等重点措置が初めて運用されるなど、第四波とも言える感染拡大が深刻な事態となつております。

この一年余りの新型コロナウイルス感染症との戦いにおいて、医療現場で昼夜を問わず御尽力をいたいでいる医療従事者の皆様、また介護従事者の皆様を中心としたエッセンシャルワーカーの皆様に、心より敬意を表します。あわせて、国民の皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。

コロナ禍において、我が国は、世界に誇る国民皆保険の医療保険制度を持ち、全世代にわたり安心して医療を受ける基盤があり、コロナパンデミックの中、その重要性を改めて痛感いたしております。

特に、現在、コロナ禍において少子化が加速しており、厚生労働省が発表した人口動態統計速報によると、二〇二〇年の出生数は八十七万二千六百八十三人、前年比二万五千九百十七人の減少。今年度は八十八万人を割り込むと見られ、大変憂慮される状況です。

現在、後期高齢者の窓口負担は、現役並みの所得がある場合は三割、それ以外の方は一割負担とされています。

今後、後期高齢者医療拠出金の負担の急増が予測され、持続可能な社会保障制度、現役世代の医療保険負担抑制は、待ったなしの課題と言えます。

今後、後期高齢者の収入は主に年金であり、令和三年度は、現役世代の実質賃金が減少していることと運動して、年金支給額がマイナス〇・一%となることが発表されました。令和四年度についても減額される見込みであり、コロナ禍における負担増はなかなか理解が得られないのではないかとの懸念もあります。

今後、世代間の対立ではなく、持続可能な社会保障制度の在り方の観点から、丁寧な説明、議論が不可欠であると考えます。この両面の意見を踏まえた、菅総理大臣の御見解と施行時期についてお伺いをいたします。

次に、育児休業中の保険料の免除要件の見直しについてお伺いいたします。

現制度は、月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月の保険料が免除される仕組みとなっています。今国会提出の、育児休業・介護休業等の一部を改正する法律案は、男性の育児休業取得促進のために出産直後の時期に柔軟な取得ができる枠組みとなっており、本法案は、短期の育児休業の取得における現状の不公平を是正するものです。

また、極めて重要な点であると考えますが、対象となる高齢者の家計への影響について、菅総理大臣がどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

今回の後期高齢者の窓口負担二割を実施しても、財政効果が十分得られず、対象者をもつと広くすべきであるという議論と、一方、コロナ禍において受診控えが続く中で、負担が増えることにあります。

化リスクや必要な医療を受けられなくなるのではないかとの懸念の声が寄せられております。

また、施行時期が令和四年十月から令和五年三月一日の間に政令で定めるとなつておりますが、いつ施行される予定であるのでしょうか。

対象となる後期高齢者の収入は主に年金であり、令和三年度は、現役世代の実質賃金が減少していることと運動して、年金支給額がマイナス〇・一%となることが発表されました。令和四年度についても減額される見込みであり、コロナ禍における負担増はなかなか理解が得られないのではないかとの懸念もあります。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

今後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を国民の皆様にお示しするために、給付と負担の在り方の総合的な見直し、応能負担の在り方、税も含めた議論等を加速していくことが急務であると考えますが、菅総理大臣の御見解をお伺いいたします。

ただ、人材不足の観点から、中小企業においては、保険料免除となる十四日以上、賞与については一ヶ月というのは、取得のハードルが高く、公平性の観点からも柔軟に考慮すべきであると考えますが、田村厚生労働大臣の御見解をお尋ねいたします。

一方、医療費の増加と新型コロナウイルス感染によって高齢者の受診控えが一層進み、疾病の重症化リスクや必要な医療を受けられなくなるのではないかとの懸念の声が寄せられております。

また、健康保険組合の四割が、ここ十年にわたり、健康診断、疾病予防等に使う一人当たりの保健事業費を縮小してきているという調査結果も出ています。今回の改正では抜本的な解決にならぬ、今後一層の改革を進めていかなければなりません。

三月には、大阪にある製造販売会社の健康保険組合がコロナの影響で初めて解散する事態となりました。また、健康保険組合の四割が、ここ十年にわたり、健康診断、疾病予防等に使う一人当たりの保健事業費を縮小してきているという調査結果も出ています。今回の改正では抜本的な解決にならぬ、今後一層の改革を進めていかなければなりません。

(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣菅義偉君 西岡秀子議員にお答えをいたします。

窓口負担の見直しの所得基準の根拠と家計への影響についてお尋ねがありました。

今回の窓口負担の見直しの所得基準は、課税所

官 報 (号外)

得二十八万円以上かつ単身世帯で年収二百万円以上としております。

これは、後期高齢者のうち所得上位三〇%に相当する課税所得以上であること、四十年間、平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準であること、その所得水準の平均的な世帯における支出をモデル的に分析すると、収入が支出を一定程度上回る一方、今回の改革による窓口負担増は年平均で三・四万円、配慮措置も考慮すれば二・六万円と限定的であることなど、高齢者の負担能力や家計への影響も考慮した上で決定をしました。

来年にはいわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、少しでも多くの方に、支える側として活躍いただき、能力に応じた負担をしていただくことが重要と考えます。

一方で、その際には、高齢者の生活等の状況をしっかりと踏まえ、必要な配慮措置を講じることも重要な視点であると考えます。

今回の法案では、こうした両面の御議論を踏まえ、必要な受診が抑制されないよう経過措置を設けた上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とするものであります。

お尋ねの施行時期については、周知期間など必要な準備期間等を考慮し、令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間で、政令において定めることになつております。

社会保障制度改革についてお尋ねがありました。

今般の法案は、若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えるという長年の課題に対応するために、七十五歳以上の高齢者のうち、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を

上としております。

二割とするものであります。今回の改革により、若い世代の保険料負担は七百二十億円減少するものと承知しています。

（拍手）

○国務大臣田村憲久君登壇

西岡秀子議員にお答え申します。

○国務大臣田村

農業委員会の改革に関する質問主意書(丸山穂高君提出)
 行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を確実に保護するために、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員櫻井周君提出行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を確実に保護するために、内法等が適用される場所で保管することを確認することに関する質問に對する答弁書

令和三年三月二十六日提出
 質問 第八七号

行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を確実に保護するために内法等が適用される場所で保管することを確認することに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫻井周君提出行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を確実に保護するために内法等が適用される場所で保管することを確認することに関する質問に對する答弁書

該民間会社が行政機関の長等が保有する住民等の個人情報をアクセスする必要がある場合があります。したがつて、個人情報がさらされる漏洩リスクは高まっています。

大久保勉前参議院議員の質問主意書「国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書」(平成二十七年四月十六日)に対して、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」で定義する個人情報については、内法が適用される場所に制限する必要があると考えたため、個人情報を取り扱う委託業務においては、保存された情報等において内法令が適用されること等を外部委託の際の判断条件としておくべきである、と答弁しています。

また、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(平成三十年六月七日)では、「クラウドサービスに保存される利用者データの可用性の観点から、我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用候補とするものとする。ただし、データの保存性、災害対策等から関の長等が保有する住民等の個人情報が海外からの漏洩リスクに對して十分に対応できているか、総点検すべきと考えますが、政府の見解は如何。

一、前記のLINE社の問題を踏まえて、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報が海外からの漏洩リスクに對して十分に対応できているか、総点検すべきと考えますが、政府の見解は如何。

二、万が一、日本国外で行政機関の長等が保有する住民等の個人情報が漏洩してしまった場合には、漏洩した個人情報の回収など、どのようにして問題を解決しますか。

三、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を保存するデータセンターについて、我が国の法律及び締結された条約を適用させること、又は我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスの利用を基本とすることを法律で定めるべきと考えますが、政府の見解は如何。

四、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を保護することができないところからのアクセスは禁止すべきと考えますが、政府の見解は如何。

した。中国の国家情報法第七条によれば、「いかなる組織及び個人も、法に基づき國の情報活動に協力し、國の情報活動に関する秘密を守る義務を有し、國は、情報活動に協力した組織及び個人を保護する」旨が規定されています。LINE社の子会社であつて、契約で保護していたとしても、中国に所在する限りは中国の情報活動に協力することが求められており、個人情報が漏洩するリスクがあります。そして、日本国外で個人情報を漏洩した者に対しても、日本の法律で裁くことはできません。十分に個人情報を保護できないリスクがあります。

そこで、以下の質問を行います。

一、前記のLINE社の問題を踏まえて、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報が海外からの漏洩リスクに對して十分に対応できているか、総点検すべきと考えますが、政府の見解は如何。

二、万が一、日本国外で行政機関の長等が保有する住民等の個人情報が漏洩してしまった場合には、漏洩した個人情報の回収など、どのようにして問題を解決しますか。

三、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を保存するデータセンターについて、我が国の法律及び締結された条約を適用させること、又は我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスの利用を基本とすることを法律で定めるべきと考えますが、政府の見解は如何。

四、行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を保護することができないところからのアクセスは禁止すべきと考えますが、政府の見解は如何。

五、行政機関の長等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(平成十六年九月十四日付け総管情第八十四号総務省行政管理局長通知別紙)において、行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に講じてあるところであり、國の行政機関は、これらに基づき必要な情報セキュリティ対策を講じているところである。また、「地方公

内閣衆質二〇四第八七号
 令和三年四月六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出行政機関の長等が保有する住民等の個人情報を確実に保護するために内法等が適用される場所で保管することを確認することに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等により、地方公共団体に對して必要な情報セキュリティ対策を講ずることを求めているところである。

御指摘の「LINE社の問題」は、現在、個人情報保護委員会や総務省等においてLINE株式会社における個人情報の取扱い等について調査中であり、詳細な事実関係やどのようなリスクに対応する必要があるのかが明らかになっていない段階で、御指摘の「総点検」を実施することと御指摘のような内容を法律で定めることについては、慎重な検討をするものと考えております。また、仮定の質問についてお答えすることは差し控えたい。

お尋ねの「我が国の法律及び締結された条約を適用させることができないところからのアクセスは禁止すべき」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

右 文化財保護法の一部を改正する法律案

令和三年二月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

文化財保護法の一部を改正する法律
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)
目次中「第四章 無形文化財 第七十一条 第十七条」を
第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節
重登録無形文化財(第七十一条)
重要無形文化財及び登録(第六十一条)

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

4 条 第七十六条の六
(無形文化財の登録)

第七十六条の七 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財(第二百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてあるものを除く)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第二百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その保持者又は保持団体の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がない場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 文部科学大臣は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体

条 第七十六条の六
(無形文化財以外の無形文化財 第七十七条)
に改める。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに当たつては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してす

め、同条第二項ただし書中「有形文化財が」の下に「第八号」を「五百五十三条第一項第十号及び第十号」に改める。

5 第五十七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「第五十七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「第八号」を「五百五十三条第一項第十号及び第十号」に改める。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

7 保持者の氏名変更等

8 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日)から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

9 登録無形文化財の保存

10 第七十六条の十 文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体

定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第一百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第百八十三条の五の見出しを「認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案」に改め、同条第一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第十七条第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

第一百四十四条第一項第一号中「第七十四条第二項」の下に「第七十六条の十二第二項」を、「第八十七条第二項」の下に「第九十条の七第二項」を加える。

第百八十四条第一項第一号中「第七十四条第二項」の下に「第七十六条の十二第二項」を、「第八十七条第二項」の下に「第九十条の七第二項」を加える。

第百九十二条第六第二項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

第二百二十九条第五号中「第二百二十九条の五」を「第七十六条の十五（第九十条の十一）において準用する場合を含む。」、「第二百二十九条の五」に改める。

第二百三十二条第二号中「第七十三条」の下に「第七十六条の九」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えて施行する。

(3) 文化庁長官は、(1)の認定の申請があつた登録無形文化財保存活用計画の実施が当該登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるのであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

滑かつ確実に実施されると見込まれるのであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

2 登録無形民俗文化財

(一) 無形の民俗文化財の登録

文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとするこ

(二) 登録無形民俗文化財の登録の抹消

文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、重要無形民俗文化財に指定したとき等は、その登録を抹消するものとするこ

(三) 登録無形民俗文化財の保存

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録

無形の民俗文化財の登録
文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとするこ

(四) 登録無形民俗文化財の記録の公開

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる

ものとし、記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費を補助することができるものとすること。

(五) 登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等に対し、登録無形民俗文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができるものとすること。

(六) 登録無形民俗文化財の保存活用計画の認定

(1) 登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等は、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、

文化庁長官の認定を申請することができるものとすること。

(2) 登録無形民俗文化財保存活用計画

は、当該登録無形民俗文化財の名称、当該登録無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等を記載すること。

(3) 文化庁長官は、(1)の認定の申請があつた登録無形民俗文化財保存活用計画の実

施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められる者ものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(以下「保存地方公共団体等」という。)に対し、その保存に要する経費を補助することができるものとすること。

(四) 登録無形民俗文化財の登録

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地

方公共団体の区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるものとするこ

と。

都道府県又は市町村の教育委員会は、(一)に係る登録をした文化財であつて文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができるものとす

ること。

令和三年四月七日

文部科学委員長 左藤 章
衆議院議長 大島 理森殿

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

令和三年二月二十六日

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法

千三百円の内数として計上されているほか、登録無形民俗文化財の伝承・活用等に係る経費が民俗文化財伝承活用等事業費一億六千九百万円の内数として計上されている。

右報告する。

持続的な発展に寄与するための幅広い施策との連携が可能となるよう、丁寧な制度の説明及び周知を図ること。

二　外国法人への投資割合規制を緩和する改正後の法第十二条の運用等、外国法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、国内における投資以上に投資リスクが懸念されることを踏まえて、投資主体に対する適切な指導・監督を行う体制を確保する観点から事業計画の承認に係る基準等を定めるとともに、当該投資リスクの低減に万全を期すこと。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

印日 11月 11甲 1

内閣總理大臣 菅 義偉

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

自次中・第五条」を「第七条」に、第二節 流域水害対策計画に基づく措置(第六条・第八条)」を第三節 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定等(第十一条・第二十九条)に、「第九条・第二十二条」を第三十条・第四十三条に、「第二十三条・第二十六条」を第四十四条・第四十七条に、「第三節 管理協定(第二十七条)

〔第三十一条〕を〔第二節 管理協定第四十八条〕、〔第四節 貯留機能保全区域第五十五条〕に、〔第五章 都市第五十六条〕〔第七十六条〕に、〔第六章 罰則〕〔第三十二条〕〔第三十三条〕〔第三十七条〕〔第三十八条〕〔第四十二条〕〔第四章 罰則第七十七条〕〔第八十九条〕〔第五章 罰則第八十四条〕〔第八十九条〕を改める。

第一条中「進展」の下に「又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」を加える。

第二条第一項中「進展」の下に「又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」を加え、「同条第三項中「による浸水(以下「都市洪水」という)又は一時に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないこと」を又は雨水出水(水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。)に改め、同条第五項中「下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項」を「公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ)」、同法第二十五条の二十三第一項に改め、同条第七項中「第九条」を「第三十条」に、「第十一条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第二十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第四条第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第二項中第九号を第十四号とし、第

八号を第十三号とし、第七号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 第四号の区域における土地の利用に関する事項

十二 第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針

第四条第二項第六号中「行う」の下に「雨水貯留施設の整備その他」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項

第四条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「都市洪水又は」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という)。

第四条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 計画期間

第四条第九項中「第三項から前項まで」を「第四項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

9 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち
第二項第八号に掲げる事項(特定都市河川流域において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。

第四条第六項中「第二項第三号及び第四号」を「第二項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「定めようとする」を「定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における緑地に関する施策(当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下水に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであつて、浸水被害の防止を目的とするものに限る。)に関する事項を記載することができる。

第四章及び第五章の章名を削る。

第四十二条中「第十六条第三項又は第十七条第一項」を「第三十七条第三項、第三十八条第一項」に改め、「限る。」の下に「第六十二条第三項、第六十五条又は第七十一条第四項」を加え、同条を第八十九条とする。

第四十一条中「第三条」を「第八十四条から前条まで」に改め、同条を第八十八条とする。

第四十条中「該当する」の下に「場合には、当

該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十七条第一項を「第三十八条第一項」に改め、「又は第二十五条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第七十七条第五項(第二十四二項)を「第三十八条规定(第四十五条规定)第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十二条を「第四十三条规定又は第七十五条に改め、「報告又は資料の提出を求められて、」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第四十六条第一項又は第五十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条第一項本文又は第五十五条第一項本文に規定する行為をしたとき。

五 第五十四条第三項の規定に違反したとき。

第六章の章名を削る。

都道府県知事の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十一条第一項又は第七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をしたと規定による命令に違反したとき。

三 第六十四条の規定に違反して、第五十七条第一項の制限用途の建築物の建築をしたとき。

四 第六十六条又は第七十一条第一項の規定に違反して、特定建築行為をしたとき。

第五章 罰則

五 第五十四条第三項の規定に違反したとき。

第六章の章名を削る。

条の次に次の三条を加える。

(河川管理者及び下水道管理者の援助等)

第七十条 河川管理者及び下水道管理者は、区域の指定をしようとする同項の都道府県知事等及び第五十六条第一項の規定により貯留機能保全区域の指定をしようとする同項の都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

第二節 貯留機能保全区域の指定等

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等の区域に係る)の都道府県知事等(以下この節において「都道府県知事等」という。)は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第三節 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等の区域に係る)の都道府県知事等(以下この節において「都道府県知事等」という。)は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第四節 貯留機能保全区域の指定等

第五十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

第五十五条 国は、流域水害対策計画に基づく事業であつて第四条第二項第八号に掲げる事業項(雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)に関するものを実施する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

第五章 罰則

第五十六条 第二節の規定による罰則

第五十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

第五十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十九条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十一条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十二条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十三条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十五条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十六条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

め、第三章第三節中同条を第五十二条とし、同節の次に次の二節及び章名を加える。

第四節 貯留機能保全区域の指定等

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等の区域に係る)の都道府県知事等(以下この節において「都道府県知事等」という。)は、その旨を当該貯留機能保全区域をその区域内に含む市町村の長にも通知しなければならない。

第五十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十五条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十六条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第五十九条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十一条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十二条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十三条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十五条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十六条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第六十九条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十一条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十二条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十三条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十五条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十六条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第七十九条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十一条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十二条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十三条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十四条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十五条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十六条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十七条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

第八十八条 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「同意を得なければ」とあるのは、「意見を聽かなければ」と読み替えるものとする。 (標識の設置等)	よる公示によつてその効力を生ずる。
第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定により貯留機能保全区域を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参考して、都道府県(当該貯留機能保全区域が指定都市等の区域内にある場合は、当該指定都市等)に於ける貯留機能保全区域を定めることとする。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「同意を得なければ」とあるのは、「意見を聽かなければ」と読み替えるものとする。
2 貯留機能保全区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。	5 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。
3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を都道府県知事等の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。	6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。
4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合には、その損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償しなければならない。	7 都道府県知事は、前項の規定による公表を申請することができる。
5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。	8 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。
6 前項の規定による協議が成立しない場合には、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土	9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。
第五十五条 貯留機能保全区域内の土地において盛土、堤の設置その他これらに類する行為で当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を阻害するものとして国土交通省令で定めるものを設する者には、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	10 都道府県知事は、河道又は洪水調節ダムの整備の実施その他の事由により、浸水被害防止区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該浸水被害防止区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、当該流域水害対策計画に定められた都道府県(当該	11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による指定の解除について準用する。
5 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による指定の解除について準用する。	12 第五十七条 浸水被害防止区域内において、開発行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴うものであつて当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(以下「予定建築物」という。)の用途が制限されるときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聽かなければならない。
4 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。	13 第五十八条 開発行為のうち政令で定める土地の区域が指定都市等の区域内にある場合は、当該指定都市等の長(第五十九

(特定建築行為の制限)	
第六十六条 浸水被害防止区域内において、住宅の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第二号若しくは第三号に掲げる用途の建築物の建築(既存の建築物の用途を変更して住宅の用途に供する建築物又は同項第二号若しくは第三号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。)をする者は、あらかじめ、当該特定建築行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等の長(第六十八条から第七十一条までにおいて「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。)	
四	その他国土交通省令で定める事項
2	前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。
3	第五十七条第二項第三号の条例で定める用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、市町村の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一	特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域
二	特定建築行為に係る建築物の構造方法
三	その他市町村の条例で定める事項
4	前項の申請書には、国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。
5	第五十七条第三項の規定は、前二項の条例を定める場合について準用する。 (許可の基準)
一	第六十八条 都道府県知事等は、住宅の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十六条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請がこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反しないと認めるときは、その許可をしなければならない。
二	前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
三	居室の床面の高さに関する国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。
4	建築主事を置かない市の市長は、第六十六条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。
一	第六十九条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と当該特定建築行為について第六十六条の許可を行ふ都道府県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなす。
二	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める居室の床面の高さ(居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が洪水又は雨水出水に対しても安全であると認める場合にあっては、当該
2	可の申請があつたときは、遅滞なく、許可是不許可の処分をしなければならない。
2	都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。
3	前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、することができない。
4	第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。
一	第七十一条 第六十六条の許可(この項の規定による許可を含む。以下同じ。)を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
二	第三号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
三	建築物若しくは第五十七条第二項第二号若しくは第六十七条第三項の規定は、前項第一号の条例を定める場合について準用する。
4	建築主事を置かない市の市長は、第六十六条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。
一	第六十七条 第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十七条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合
二	第五十七条第一項第三号の条例で定める用途の建築物について第六十七条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合
2	前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項(同項第二号に掲げる場合にあっては、市町村の条例で定める事項)を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。

4 第六十六条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

5 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

第六十二条 特定開発行為又は特定建築行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この条から第七十五条までにおいて「都道府県知事等」という。)は、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可には、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(監督処分)

第七十三条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防止するため必要な限度において、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第六十六条又は第七十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

三 第五十七条第一項の許可又は第六十六条

の許可に付した条件に違反した者

四 浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該浸水被害防止区域内において指定の際当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、特定開発区域内の土地の安全上必要な措置を第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する

工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

五 浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該浸水被害防止区域内において指定の際当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、

既に着手している行為を除く。)であつて、第六十八条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従つて行われないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

六 偽りその他不正な手段により第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を受けた者

(立入検査)

第七十四条 都道府県知事等は、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十六条、第七十一条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者(以下この項において「義務者」という。)を確知することができないときは、都道府県知事等は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその

限までに当該措置を行わないときは都道府県知事等又は措置実施者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第七十五条 都道府県知事は、洪水又は雨水出水が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他の洪水又は雨水出水による人の災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(移転等の勧告)

第七十六条 都道府県知事は、洪水又は雨水出水が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他の洪水又は雨水出水による人の災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 雜則

第三十条中「第二十七條第二項」を「第四十八條第二項」に改め、同条を第五十一条とし、第二十九条を第五十条とし、第二十八条を第四十九条とする。

第二十七條第一項中「部分」を「部分のもの」に、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に、

第七十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係

(報告の徴収等)

都道府県知事等は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期

留浸透施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して、設置後の当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができる。
3 前二項の規定による管理協定については、第一項の雨水貯留浸透施設にあつては施設所有者等の全員の、前項の雨水貯留浸透施設にあつては予定施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。
第二十条 前条第一項又は第二項の規定による管理協定(以下この節において「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる雨水貯留浸透施設(次号及び次項第一号において「協定雨水貯留浸透施設」という。)
二 協定雨水貯留浸透施設の管理の方法に関する事項
三 管理協定の有効期間
四 管理協定に違反した場合の措置
2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

第一二三条 第十九条第三項、第二十条第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。
第二二七条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるとときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(計画の認定の取消し)
第二二八条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。
2 第十三条の規定は、都道府県知事等が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(都市緑地法の特例)
第二二九条 流域水害対策計画(第四条第三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項が定められているものに限る。)に係る市町村が都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する基本計画を定めている場合における同法第十四条第九項第三号の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項又は特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第四条第一項に規定する流域水害対策計画において規定された当該特別緑地保全地区内の緑地における同条第三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項」とする。
第七条 第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。
第六条 第二項中「都市洪水」を「洪水による浸水」に改め、同条を第八条とする。
2 第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

(地位の承継)

設の整備に関する事項」とする。

第七条第一項中「第四条第二項第五号又は第六号」を「第四条第二項第七号又は第八号」に改め、同条第二項中「負担させようとする」を「負担させるに改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「都市洪水」を「洪水による浸水」に改め、同条を第八条とする。

2 第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

(流域水害対策協議会)

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1 河川管理者等
2 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者
3 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他河川管理者等が必要と認める者

3 流域水害対策協議会において協議が調つた事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。

(都道府県流域水害対策協議会)

び同条第五項において準用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者等
- 二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域内に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(水防法の一部改正)

第二条 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「都市下水路をいう。以下この条」の下に「及び第十四条の二」を加え、「及び第十四条の二第一項」を削る。

第十四条第一項中「第十一条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条第二項の規定による指定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の「一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」

3 第十四条第二項とし、同条第二項中「前項を被災の軽減を図るために、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するもの」と二項に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の田滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

一 第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の「一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」

3 第十四条の二第一項中「第十一条第二項の規定により、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排出できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するもの」と二項に次の一項を加える。

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の田滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排出できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するもの」とする。

3 第十四条の二第一項中「第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等」を「当該排水施設等」に改め、「当該指定府県が管理する次に掲げる排水施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水にあつては、第十三条の二第一項の規定による

指定に係るポンプ施設に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

水施設

三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

第四条の三第一項中「第十三条の三の規定により指定した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県水道等の排水施設

水施設

三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第三条 水防法の一部を次のようにより改正する。

「第二十五条第六項中〔第二十五条の十一第一項〕を

「第二十五条の二十三第一項」に改める。

「第十四条第一項第二号中〔前号〕を〔前二号〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第二条第一項の規定に

より指定した河川

第十四条第二項第二号中〔前号〕を〔前二号〕に

改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四

項から第六項までの規定により指定した河川

第十四条の二第一項第三号中〔前二号〕を〔前

三号〕に改め、同号を同項第四号とし、同項第

二号の次に次の一号を加える。

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三

項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三

項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

第十四条の二第二項第三号中〔前二号〕を〔前

三号〕に改め、同号を同項第四号とし、同項第

二号の次に次の一号を加える。

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三

項の規定により指定される雨水出水想定区域の指定があつた場合における前

二第一項又は第二項の規定による雨水出水

想定区域の指定があつた場合は、同項中〔定める

二号〕の次に次の一号を加える。

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三

項(同条第五項において準用する場合を含む)及び第四項から第六項までの規定によ

り指定された特定都市河川流域内に存する

公共下水道等の排水施設

(建築基準法の一部改正)

第四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一

号)の一部を次のようにより改正する。

「第八十八条第四項中〔第三十五条の二第一項

本文〕の下に「特定都市河川浸水被害対策法

(平成十五年法律第七十七号)第五十七条第一項

若しくは第六十二条第一項〕を加える。

(下水道法の一部改正)

第五条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のようにより改正する。

目次中〔第二十五条の九〕を〔第二十五条の二

十一〕に、「第二十五条の十一第二十五条の十八〕を〔第二十五条の二十二第二十五条の三

十〕に改める。

第五条第一項第五号中〔次条第三号〕を〔第三

項及び次条第四号〕に改め、同条第二項中〔前

十〕を〔第一項又は第二項〕に改め、同項を同条

第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

る。

にあつては、「排水施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域」を、「よつては浸水被害」の下に「(同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。)」を加える。

三 計画降雨が定められているものにあつては、「排水施設及び終末処理場(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)」の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の二条を加える。

(操作規則)

第七条の二 公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管(操作を伴うものに限る。次項において「操作施設」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

三 計画降雨が定められているものにあつては、「排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)」の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

第二十五条の十三を第二十五条の二十九とする。

第二十五条の二第二項中〔第二十五条の十八〕を〔第二十五条の三〕に改める。

第十四条第一項中〔第二十五条の十五第二項〕を〔第二十五条の二十七第二項〕に改める。

第二十三条の二中〔昭和二十四年法律第百九

号〕を削る。

第二十五条の二中「ある区域」の下に「(第四条

第一項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、

二項中〔前項〕を〔第一項又は第二項〕に改め、同

項(同条第五項において準用する場合を含む)及び第四項から第六項までの規定によ

り指定された特定都市河川流域内に存する

公共下水道等の排水施設

第六条第二号中〔第七条の二第二項〕を〔第七

号〕を「第三項及び次条第四号に改め、同条第三

号〕を〔第三項において同じ。〕の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

第二十五条の二中〔第七条の二第二項〕を〔第七

号〕を「第三項及び次条第四号に改め、同条第三

号〕を〔第三項において同じ。〕の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。

3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

(認定の基準)

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであることを認定する。

四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

第二十五条の十二 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雨水貯留浸透施設の位置
二 雨水貯留浸透施設の規模

定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

2 前一条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定事業者に対する助言及び指導)

第二十五条の十四 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定(前条第一項の変更を受けた者(以下「認定事業者」という。))に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地位の承継)

第二十五条の十九 認定事業者の一般承継又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

か、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

(報告の徴収)

第二十五条の十八 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

第三十六条 第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に對し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十五条の二十一 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第二十五条の十二の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第三十二条中「第十五条」を「第七条の二、第十五條」に改める。

第二十五条の十三 第二十五条の十第一項の認定の認定の変更)

第二十五条の十七 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほ

一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第二十五条の十第二项、第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項」に改める。

第四十五条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え

る。

第四十六条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項各号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に「者」を「とき」に改める。

第四十七条中「妨げた」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十六条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「同項各号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に「者」を「とき」に改める。

第四十七条中「妨げた」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「同項各号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「同項各号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十八条中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十九条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から

第四号までの規定中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に、「者」を「とき」に改める。

第五十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第六条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第十六条の四第一項中「この条及び第六十五条の三第一項において」を削り、「同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持)

第十六条の五 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する

都道府県等における河川の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行なう指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る維持(河川の埋塞に係るものであつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の四において「特定維持」という)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行なうことが適當であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行なうことができる。

2 地方行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に關し第二十条をもつて構成する。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に關し第二十条をもつて構成する。

3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第一号」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調つた事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に關し必要な事項は、ダム

二条を加える。

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十二条の二 河川管理者は、その管理する

一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム次項及び次条において「利水ダム等」という)の機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

洪水分調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十三条の三 河川管理者は、その管理する

二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

著しく利益を受けるときは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(災害が発生した場合における国土交通大臣の行う特定維持に要する費用)

第六十五条の四 第十六条の五第一項の規定により国土交通大臣が行う特定維持に要する費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県等の負担とする。

2 第十六条の五第一項の規定により国土交通大臣が行う特定維持により、前項の費用を負担する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用を負担する都道府県は、その受益の限度において、当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受けれる都道府県に負担させることができる。

3 第十六条の五第一項の規定により国土交通大臣が行う特定維持について、第一項の規定によりその費用を指定都市が負担する場合において、都道府県が当該都道府県の区域(その区域内に当該指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市の区域を除く。)について著しく利益を受けるときは、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受けれる都道府県に負担させることができること。

4 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

5 土国交通大臣が第十六条の五第一項の規定により特定維持を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、國庫に納付しなければならない。この場合において第二項又は第三項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用が

あるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してもその費用を支出しなければならない。

第一百条第一項中「の規定」の下に「(第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。)を、「条例」との下に「第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長」と、

同条第二項、第十六条の五及び第六十五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の三第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の三第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の第四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」とを加える。

第六十条の三第一項第一号中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加え、同項第二号中「第十六条の四第一項」の下に「及び第十六条の五第一項を加え、同項第三号中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の第一項を次のように改正する。
第十一条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 一 団地の都市安全確保拠点施設(溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等(居住者又は滞在者をいう。以下同じ。)の安全を確保するための拠点となる一

団地の特定公益的施設(避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。)及び公共施設をいう。)

第十一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に

次の一項を加える。

4 一 団地の都市安全確保拠点施設については、第二項に規定するもののほか、都市計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建蔽率の最高限度

第十二条の五第一項第一号中「主として街区内外の居住者等の利用に供される道路、公園その他政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 主として街区内外の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める

施設 口 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設(避難路、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とする)を

るものをいう。)その他の政令で定める施設

第十二条の五第七項第二号中「建築面積の最低限度」の下に「建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度」を、「高さの最高限度又は最低限度」の下に「建築物の居室(建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。)の床面の高さの最低限度」を加える。

第十三条第一項中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 一 団地の都市安全確保拠点施設については、前号に定めるもののほか、次に掲げることろに従つて定めること。

イ 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。)について定めること。

口 第十二条の五第一項第一号に規定する施設は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合においてに規定する区域内における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

ハ 第十二条の五第一項第一号に掲げる事項は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合においてに規定する区域内における居住者等の安全の確保が図られるよう定めるこ

と。

条第一項(第二号に係る部分に限る。)又は第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なほ従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市浸水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)又は第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なほ従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(地方税法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「第十四条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「同項に規定する洪水浸水想定区域」を「これらの規定に規定する洪水浸水想定区域」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「市町村長が指定する同項」を「市町村長が指定するこれらの規定」に改め、「第十四条の三第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、同条第四十二項中「浸水被害軽減地区」の下に「同法第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)に係るものに限る。」を加える。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第七条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十一」に改める。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号イ中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加え、同号ロ中「第十六条の四第一項」の下に「及び第十六条の五第一項」を加え、同号ハ中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加え、同

表特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法

律第七十七号)の項第一号中「同条第三項から第八項まで(同条第九項)」を「同条第四項から第十項まで(同条第十二項)」に、「並びに第三十四条第一項」を「並びに第七十七条第一項」に、「第

三十四条第一項」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「同条第三項から第八項まで(同条第九項)」を「同条第四項から第十項まで(同条第十二項)」に改める。

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「第十四条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「同項に規定する洪水浸水想定区域」を「これらの規定に規定する洪水浸水想定区域」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「市町村長が指定するこれらの規定」に改め、「第十四条の三第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、同条第四十二項中「浸水被害軽減地区」の下に「同法第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)に係るものに限る。」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「第十四条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「同項に規定する洪水浸水想定区域」を「これらの規定に規定する洪水浸水想定区域」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」若しくは第二項第一号に係る部分に限る。」を加え、「市町村長が指定するこれらの規定」に改め、「第十四条の三第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、同条第四十二項中「浸水被害軽減地区」の下に「同法第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)に係るものに限る。」を加える。

(日本下水道事業団法の一部改正)

中「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十一年法律第四十号)第八条に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十一年法律第四十号)四十号)第八条に規定する業務

二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務

法律第百十号)第二条第六項
(都市再生特別措置法の一部改正)

第九条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十九号)を第十三条第一項第二十号に改める。

二十二号の一部を次のように改正する。

第十九条の十二第一項中「第十三条第一項第十二条」を「第十三条第一項第二十号」に改める。

二十二号の一部を次のように改正する。

第十一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正

第十六条中「第三条第二項第三号及び第七条第一号」を「第八条第一号」に、「集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地(集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。)」と、「集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「同号中「場合を除く」とあるのは」に改める。

(構造改革特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第十九条 次に掲げる法律の規定中「第十三条第一項第十二号」を「第十三条第一項第十三号」に改める。

二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八号)八十九号)第三十二条

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第六条第一項

二 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十三年法律第五十五号)第十五条第二項

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第八号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第六号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号とし、同項第五号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第二号とし、同項第一号中「を行うこと。」を削り、同号を同項第二号とし、「号の前に次の一号を加える。

一 防災のための集団移転促進事業に係る国

の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第十一條に規定する業務

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十三条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のよう

改正する。

第二十一条第一項中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に、「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十二第二項」に、「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十二第二項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十四条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「第十三条第一項第十二号」を「第十三条第一項第十三号」に改める。

第五十三条第二項中「第七条第一号の」を「第八条第一号の」に、「住宅団地の」を「住宅団地

(集団移転促進事業)に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。(以下この項及び第八条において同じ。)」に、「第五号並びに第七条第一号及び第一号」を「以下」に、「第五号並びに第七条第一号及び第一号」を「以下」に、「第七条第一号中」を「第八条第一号中」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)

第十五条 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第十五条)」を「第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第十六条)」とし、(第十五条・第十六条)に改める。

第十条第三項第三号ホ中「第十六条において『集団移転促進法』といふ。及び(第十六条において『集団移転促進事業』といふ。)」を削る。

第五章第三節の節名を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十六条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のとおりに改正する。

第七条第四項第一号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第四十七条第六項中「第二十五条の十八第二項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十七」を「第二十五条の二十二第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十七」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第二十九に改める。
(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
の一部改正)
第十七条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)の一部を次の
ようにより改正する。
第一条のうち都市再生特別措置法第八十八条
に一項を加える改正規定中「土砂災害特別警戒区域」の下に「特定都市河川浸水被害対策法
(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項
の浸水被害防止区域」を加える。
第二条のうち都市計画法第三十三条第一項第
八号の改正規定中「削り」の下に「特定都市
河川浸水被害対策法」を及び特定都市河川浸水
被害対策法に改め、「土砂災害特別警
戒区域」を「浸水被害防止区域」に改める。
(国土交通省設置法の一部改正)
第十八条 國土交通省設置法(平成十一年法律第
百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十三号中「災害が発生した
地域及び災害危険区域からの」を「防災のため
の」に改める。

が、この法律案を提出する理由である。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するための特定都市河川の指定対象の拡大等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 特定都市河川の指定対象に、河道等の整備による浸水被害の防止が自然的条件の特殊性により困難な河川を追加するとともに、流域水害対策計画に係る法定協議会を創設すること。

(二) 雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定期度を創設し、認定期画に係る雨水貯留浸透施設について、国等による設置費用の補助及び地方公共団体による管理のための協定の締結等について定めること。

(三) 河川の氾濫に伴い浸入した水等の一時的な貯留機能を有し、都市浸水の拡大に抑制効果を認める土地の区域として指定された貯留機能保全区域は、雨水の貯留機能を阻害する行為を事前届出制とすること。

(四) 特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水の発生時に建築物が浸水等し、住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為等を規制すべき土地の区域として指定された浸水被害防止区域は、住宅、要配慮者利用施設等に係る一定の開発行為等を許可制とすること。

- 2 浸水想定区域の対象河川等を拡大するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とするため、水防法を改正すること。
- 3 浸水被害防止区域における開発行為のうち都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないものとするため、建築基準法を改正すること。
- 4 下水道事業計画の記載事項に浸水被害の發生を防ぐべき目標となる降雨を追加し、樋門等の操作規則の制定を義務化し、雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度を創設するため、下水道法を改正すること。
- 5 國土交通大臣による権限代行制度の対象に河川の維持を追加するとともに、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度を創設するため、河川法を改正すること。
- 6 一団地の都市安全確保拠点施設を都市施設に追加するため、都市計画法を改正すること。
- 7 移転促進区域に浸水被害防止区域等を追加するため、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律を改正すること。
- 8 特別緑地保全地区の指定要件に雨水の貯留浸透機能を追加するため、都市緑地法を改正すること。
- 9 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とするため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を改正すること。

- 10 この法律は、一部を除き、公布の日から計算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
- 最近における気象条件の変化に対応して、都部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するための特定都市河川の指定対象の拡大等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 本案施行に要する経費
- 令和三年度一般会計予算において、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助に係る経費四億円が、防災集団移転促進事業費補助金四千四百六十五万円の中に所要の経費が、また、防災・安全社会資本整備交付金八千五百三十九億八千四百万円の中に所要の経費が計上されている。
- 右報告する。

令和三年四月七日

國土交通委員長 あかま一郎

(別紙)

衆議院議長 大島 理森殿

- 五 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考え方を推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 四 森林の有する水源涵養機能や農地等が一定の洪水低減機能を有することの重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した施策が実施されるよう助言すること。
- 六 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。
- 二 当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促すこと。

- 七 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めることとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めることとともに、地方公共団体に対しても適切に助言すること。
- 二 学校教育及び社会教育における防災教育の充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切に活かすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割の重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。
- 三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考え方を推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 四 森林の有する水源涵養機能や農地等が一定の洪水低減機能を有することの重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した施策が実施されるよう助言すること。
- 六 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。
- 二 当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促すこと。
- 七 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めることとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めることとともに、地方公共団体に対しても適切に助言すること。
- 八 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、デジタルデータの活用等の技術的な支援とともに、財政的支援を一層行うよう努めること。また、ハザードマップ等に基づき提供される情報が住民の避難行動に結びつくよう、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。
- 九 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。
- 十 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に対する国財政支援制度の創設を検討するとともに、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を実施するために必要な放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。
- 十一 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に対して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。

第一百二十二条 厚生労働大臣は、この法律を施行するためには、医療機関勤務環境評価センターセンターに対し、評価等業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第一百二十三条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターセンターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 評価等業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくは該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第百十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで評価等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第一百二十三条 第百七条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターセンターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一百二十四条 第百十六条又は第百十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターセンターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないことをしたとき。

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第三十条の四第二項第五号中「ハに」を「ニに」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中ヘをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、口の次に次のように加える。

ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療

第三十条の四第四項第一号中「ヘ」を「ト」に改める。

第三十五条第一項第二号中「第十一條第二号若しくは」を「第十一條第一項第二号若しくは」に、「第十一條第二号の」を「第十一條第一項第二号の」に改める。

第二百二十五条第一号中「第一百五条」を「第二百三十八条」に改め、同条第二号中「第一百十九条」を「第二百四十二条」に改め、同条第三号中「第二百二十条第一項」を「第二百四十三条第一項」に改め、同条を第二百四十九条とする。

第二百二十四条中「第一百十六条又は第二百十七条第二項」を「第二百二十二条第三項、第二百三十九条又は第二百四十条第二項」に改め、同条を第二百四十七条とし、同条の次に第一条を加える。

第二百四十八条 第百十一条又は第二百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条第一項中「第一百七条」を「第二百三十九条」に改め、同条を第二百四十六条とする。

2 面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。

3 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導実施医師の意見を聽かなければならない。

5 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。

6 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場

は、第一百三十三条第一項に規定する業務の変更
(第三百三十九条第二項に規定する業務の変更)。

をしようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、当該特定地域医療提供機関の指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該特定

当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第百三十三条第一項第一号の評価を受けなければならない。

2 第百十三条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第一項中「同項」とあるのは「第一百十三条第一項」と、同項及び供機関が次のいずれかに該当するときは、第一百十三条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 第百十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。
- 二 第百十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。
- 三 指定に関し不正の行為があつたとき。

四 特定地域医療提供機関の開設者が第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（百一十九条）^{（者）}都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて、当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

る)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

四条及び第百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第一百六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百十三条第二項中「同項に規定する業務に從事する医師」とあるのは、「他の病院又は診療所に派遣される医師(第一百十八条第三項に規定する派遣に係るものに限る。)」と、同条第七項中「この条」とあるのは、「第一百八条」と前条第一項第一号中「第一百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第一号中「第百三十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項

において準用する第一百十三第三項各号」と
焼み替えるものとする。

2
四百十三条第二項から第七項まで
四百条及び四百十五条の規定は前項の規定による
技能向上集中研修機関の指定について、第
百十六条の規定は技能向上集中研修機関の同
項に規定する業務の変更について、第百十七
条の規定は同項の規定による技能向上集中研
修機関の指定の取消しについて、それぞれ準
用する。この場合において、四百十三条第二
項中「同項に規定する業務に従事する」とある
のは「四百十九条第一項に規定する業務に從
事する同項各号に定める」と、同項第七項中
「」の条」とあるのは「四百十九条」と、第百十
七条第一項第一号中「四百十三条第一項」とあ
るのは「四百十九条第一項」と、同項第二号中
「四百十三条第三項各号」とあるのは「四百十
九条第一項において準用する四百十三条第三
項各号」と読み替えるものとする。

医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したもの(をいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

令和三年四月八日

象機関に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則に次の二条を加える。

第一百五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第一百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科す。

(介護保険法の一部改正)

第四条 介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条を附則第十六条とする。

附則第十四条第二項中「附則第十二条第七項」を「附則第十三条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十三条第八項」に改め、同条第五項中

〔附則第十三条第二項中「附則第十二条第七項」を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十三条第二項中「附則第十二条第七項」を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第七項〕を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第七項〕を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第七項〕を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第七項〕を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中

〔附則第十二条第八項〕を「附則第十二条第八項」に改め、同条第五項中

2 第百五条及び第百十四条の八の規定の適用については、当分の間、第百五条中「及び第百四条第一項」とあるのは、「第百四条第一項及び附則第十条第一項において準用する同法第一百十一条」と、第百十四条の八中「及び第百四条の六第一項」とあるのは、「第百十四条の六第一項及び附則第十条第一項において準用する同法第一百十一条」とする。

附則に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十七条 附則第十条第一項において準用する医療法第一百一条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(医師法の一部改正)

第五条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の第二項各号を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

く。次条において同じ。」をすることができる。

第十七条の二 第一項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を

「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなった後ににおいても、同様とする。

本則中第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項を同条に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第七条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 免許(第二条—第八条)

第三章 試験(第九条—第十六条)

第四章 業務(第十七条—第二十三条の二)

第五章 歯科医師試験委員(第二十四条—第二十一条)

第六章 試験(第二十九条—第三十一条の四)

第七章 歯科医師試験(第十六条の二—第十九条)

第八章 共用試験(第二十一条)

第九章 共用試験(第二十一条)

第十章 共用試験(第二十一条)

第十一章 共用試験(第二十一条)

第十二章 共用試験(第二十一条)

第十三章 共用試験(第二十一条)

第十四章 共用試験(第二十一条)

第十五章 共用試験(第二十一条)

第十六章 共用試験(第二十一条)

く」を加える。

第十七条の二 第一項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者は、前条の規定にかかるに」に改め、同

「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三 前条第一項中「医師が」の下に「は、医道審議会の意見を聽かなければならぬ」を加える。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有している

かどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかるに

「は、前条の規定にかかるに」に改め、同

令和三年四月八日 衆議院会議録第十九号 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案及び同報告書 四九

確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十
四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定民間施設の整備(第十二

条—第二十二条)」を「第二章の二 再編計画の
整備(第十二条—第二十二条)」に改める。

第四条第二項第二号イ中「地域医療構想」の下
に「以下単に「地域医療構想」という。」を加
え、同号中「へをトとし、口から亦までをハから
へまでとし、イの次に次のように加える。

口 地域医療構想の達成に向けた医療機関

(地域における病床の機能(医療法第三十
条の三第二項第六号に規定する病床の機
能をいう。以下同じ。)の分化及び連携を
推進するために当該地域における病床数
の変更を伴う取組を行うものに限る。)の
運営の支援に関する事業

第六条中「三分の一の二」の下に「(第四条第二項第
二号)に掲げる事業に要する経費に係るものに
ついては、その全額)」を加える。

第二章の二 再編計画の認定

(再編計画の認定等)

第十一条の二 医療機関の開設者は、単独で又
は共同して、地域医療構想の達成に向けた病
床の機能の分化及び連携を推進するための二
以上の医療機関の再編の事業(以下「医療機関
の再編の事業」という。)に関する計画(以下
「再編計画」という。)を作成し、厚生労働省令
で定めるところにより、これを厚生労働大臣
に提出して、当該再編計画が適当である旨の
認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記
載しなければならない。

一 医療機関の再編の事業の対象とする医療
機関に関する事項

二 医療機関の再編の事業の内容

三 医療機関の再編の事業の実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定(以下「再編計画の認定」とい
う。)の申請は、その計画に係る医療機関の所
在地を管轄する都道府県知事を経由してする
ものとする。

(認定の基準)

第十一条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認
定の申請があつた場合において、当該申請に
係る再編計画が次の各号に適合すると認める
ときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能
の分化及び連携を推進するために適切なも
のであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法

第三十条の十四第一項に規定する協議の場
における協議に基づくものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構
想の達成の推進のために必要なものとして
厚生労働省令で定める基準に適合するもの
であること。

(再編計画の認定等)

第十一条の二 医療機関の開設者は、単独で又
は共同して、地域医療構想の達成に向けた病
床の機能の分化及び連携を推進するための二
以上の医療機関の再編の事業(以下「医療機関
の再編の事業」という。)に関する計画(以下
「再編計画」という。)を作成し、厚生労働省令
で定めるところにより、これを厚生労働大臣
に提出して、当該再編計画が適当である旨の
認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記
載しなければならない。

第十一条の六 再編計画の認定を受けた医療機
関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた

再編計画の変更をしようとするときは、厚生
労働大臣の認定を受けなければならない。た
だし、厚生労働省令で定める軽微な変更につ
いては、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者
は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軻
微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を
当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄
する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に
届け出なければならない。

3 第十一条の二第三項及び前三条の規定は、
第一項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認
定を受けた再編計画(前条第一項の変更の認
定又は同条第二項の変更の届出があつたとき
は、その変更後のもの。以下「認定再編計画」
といふ。)に係る医療機関の再編の事業を行つ
て医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設
者」という。)に対し、当該認定再編計画に係
る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報
告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画
が第十一条の三各号のいずれかに適合しなく
なつたと認めるとき、又は認定医療機関開設
者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の
事業を実施しないときは、再編計画の認定を
取り消すことができる。

(認定の取消し)

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画
が第十一条の三各号のいずれかに適合しなく
なつたと認めるとき、又は認定医療機関開設
者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の
事業を実施しないときは、再編計画の認定を
取り消すことができる。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るため
の医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 良質な医療を提供する体制の確立を図
るための医療法等の一部を改正する法律(平成
十八年法律第八十四号)の一部を次のように改
正する。

附則第十条の三第五項中「平成三十一年九月
三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

2 第十一条の四及び第十一条の五の規定は、
前項の規定による取消しについて準用する。

(指導及び助言)

第十一条の九 国及び都道府県は、認定医療機
関開設者に対し、認定再編計画に従つて行わ
れる医療機関の再編の事業の実施に關し必要

な指導及び助言を行うものとする。
(資金の確保)

第十三条の十 国は、認定医療機関開設者が認
定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を
行うために必要な資金の確保に努めるものと
する。

3 第十一条の十「第十八条」を「第十一条
の七又は第十八条」に改める。

附則第一条の二第二項中「附則第一条の二第二
項各号」を「附則第一条の三」とし、附則第一条の
一項各号を附則第一条の三とし、附則第一条の
次に次の二条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長
時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及び
その健康を確保することにより、医師が良質
かつ適切な医療を行うことができるよう、都

道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事
項を定めるに当たつては、医療法第百五条の
厚生労働大臣が定める指針を勘案して定める

よう努めるものとする。

道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事
項を定めるに当たつては、医療法第百五条の
厚生労働大臣が定める指針を勘案して定める

令和三年四月八日 衆議院会議録第十九号

十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定 公布の日

二 第十三条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く)及び附則第二十五条(同号に掲げる改正規定を除く)の規定 令和三年四月一日
又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第十六条、第十七条、第二十二条並びに第十三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定並びに附則第二十六条の規定 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日

五 第二条の規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定 令和四年四月一日

六 第五条の規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第二十一条中沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第百条第三項及び同項の表の改正規定 令和五年四月一日

七 第三条中医療法第三十五条第一項第一号の改正規定(第十一条第二号若しくは「を」第十一

八 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第六条の規定(医師法第十六条の第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条の規定
和七年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為)

第三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下「第五号新医療法」という。)第一百七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次項及び第三項において「第五号施行日」という。)前においても、第五号新医療法第一百七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号新医療法第一百七条第一項及び第二項の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第五号施行日において同条第一項の規定によりされたもののみなす。

3 前項の規定により第五号新医療法第一百七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、第五

(労働時間短縮計画の作成に関する経過措置)

第四条 病院(医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)又は診療所(同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師の労働時間の短縮に関する計画(以下「労働時間短縮計画」という。)を作成するよう努めなければならぬ。

2 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画の作成に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴かなければならぬ。

3 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働時間短縮計画を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に提出することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により労働時間短縮計画の提出を受けたときは、当該病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

5 病院又は診療所の管理者は、第三項の規定により労働時間短縮計画を提出した後に、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況を踏まえ、当該労働時間短縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。

(特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為)

第五条 第三条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第百十三条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同条及び新医療法第百二十九条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合には、施行日前においても、新医療法第百十三条及び第百二十九条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日において新医療法第百十三条第一項の規定によりされたものとみなす。

第六条 前条の規定は、新医療法第百十八条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、前条第二項中「第百十三条及び」とあるのは「第百十八条及び」と、「第百十三条第一項」とあるのは「第百十八条第一項」と読み替えるものとする。

第七条 附則第五条の規定は、新医療法第百十九条第一項の規定による指定について準用する。

この場合において、附則第五条第二項中「第百十三条及び」とあるのは「第百十九条及び」と、「第百十三条第一項」とあるのは「第百十九条第一項」と読み替えるものとする。

第八条 附則第五条の規定は、新医療法第百二十一條第一項の規定による指定について準用する。

この場合において、附則第五条第二項中「第一百三十三条及び」とあるのは「第一百二十条及び」と、「第一百三十一条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と読み替えるものとする。

第九条 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第一百二十九条の規定による指定の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。

第十条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第一百二十条第一項、第一百二十一条及び第一百二十九条の規定の例により、新医療法第一百二十九条第一項の確認を行うことができる。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第六条の規定(医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第六条の規定による改正前の医師法(以下この条において「旧医師法」という。)第十一条第一号に該当する者(附則第二十七条の規定による改正前の防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十七条第一項の規定により旧医師法第十一条第一号に該当する者とみなされた者を含む。)は、第六条の規定による改正後の医師法第十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、医師国家試験を受けることができる。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の歯科医師法第十一条第一号に該当する者は、第八条の規定による改正後の歯科医師法第十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、歯科医師国家試験を受けることができる。

(診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 令和六年四月一日前に診療放射線技師

の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であつて同日以後に診療放射線技師の免許を受けたものは、第九条の規定による改正後の診療放射線技師法第二条第二項の規定に基づき放射線の人体に対する照射線又はその化合物の含有物を含む。)を人体内に挿入して行うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修は、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第九条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する診療放射線技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する。

当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(医師法の特例)

第十五条 令和七年四月一日前に臨床工学校の免許を受けた者及び同日前に臨床工学校技士、国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学校技士の免許を受けたものは、診療の補助として、第十一条の規定による改正後の臨床工学校技士法第三十七条第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十一条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二条の規定による改正後の救急救命士法第四十四条第三項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する規定)を定める。

するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 提供する医療の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を講ずることとすること。
- 2 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大すること。
- 3 大学が共用する試験に合格した医学部生は、臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業をすることができることとするとともに、同試験に合格した者でなければ医師国家試験を受けることができないものとする。
- 4 医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加すること。
- 5 地域医療構想の達成に向けて病床機能の再編に取り組む医療機関を支援する事業を地域医療介護総合確保基金の中に位置付けることとするとともに、国は当該事業に要する経費の財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとすること。また、二以上の医療機関の再編の事業に関する計画について、厚生労働大臣が認定する制度を創設すること。
- 6 外来医療の機能の明確化及び連携の推進のため、医療資源を重点的に活用する外来医療について都道府県知事に報告する制度を創設すること。
- 7 持分の定めのない医療法人への移行計画の

認定制度の期限を令和五年九月三十日までとする。

8 この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属より、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援に係る改正規定を削ること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算に百九十五億円が計上されている。右報告する。

令和三年四月七日

厚生労働委員長 とかしきなおみ
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部

を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き揚げることなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすこと

とがないよう、特定労務管理対象機関の指定制

度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。

二 医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。

三 医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて必要な検討を行うこと。

四 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。

五 医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師・看護師等の医療従事者確保のために、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。

六 医学部教育と臨床研修を切れ目なくつなぐ観点から、医学部における共用試験の公的化を踏まえ、診療参加型臨床実習に即した技能習得状況を確認するための試験の公的化を含め、医師国家試験の在り方を速やかに検討すること。

七 出産・育児期の女性医師をはじめとする子育て世代の医療従事者が、仕事と、出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。

八 地域医療構想については、各地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域包括ケアの観点も含めた地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討し、その結果を踏まえつつ、必要な取組を進めること。また、検討に当たっては、地域の様々な設置主体の医療機関の参画を促すこと。

九 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正等に係る調整の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等に伴い医療機関が厳しい経営状況に置かれていることに鑑み、医療機関の経営状況について速やかに把握し、その状況等を踏まえ、医療機関に対し財政上の支援等必要な措置を講ずること。

また、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延した場合等において医療提供体制の確保を図るため、医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置の在り方を検討すること。

官 報 (号 外)

令和三年四月八日 衆議院會議錄第十九号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
二東京一〇五五番地虎ノ門二五丁目
獨立行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
一本二四二円
(二二〇円)